



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて : F・ブキャナン報告の研究 二
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 14(2), 161-223
Issue Date	1966-01-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33304
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(2)_P161-223.pdf



十九世紀初期のビハール州における
地代と農民の土地保有について

——F・ブキャナン報告の研究——

高
畠

稔

十九世紀初期のビハール州における 地代と農民の土地保有について

— F・ブキャナン報告の研究 二 —

高 島 稔

一 は し が き

ケンブリッジ大学のパーシヴァル・スピア教授は、イギリス人による近代インド史研究が、ムガル朝時代までのインドを停滞的社会と規定し、これをイギリス統治のもたらした進歩と対照する史観によって、本来連続的なべきインド自体の歴史過程の中に断絶 (discontinuity) を設定したことと、その進歩の過程がひたすら政治的問題を通して、すなわち行政史として書かれてきたことを指摘している。⁽¹⁾つまりイギリス人のインド統治者の側には、いわゆる「道徳的・物質的進歩」をインドにもたらすことが「インドにおけるイギリスの使命」であり、その「使命」はインド人が好むと好まざるとにかかわらず、かれらの「自由」のためでなく「幸福」のために、立法行政的措施によってのみ発揚されるべきである、とする理念があり、かかる理念が歴史研究に投影された時、スピア氏のいわゆる断絶と政治論偏向とを特徴とする、いわばインド人不在の近代インド史が生じたのである。⁽²⁾

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

私に関心を持つている土地制度、地租制度の分野においては、政治あるいは行政への偏向は、殊に顕著である。スピア氏は地租行政制度史を媒介として経済史への途が開かれたと示唆しているが、イギリス支配期以降にかんする限り、主たる関心事はかれらの税務行政機構の発展にあったのであり、*'Revenue History'* はかつてインド自体の経済社会史として展開されたものではなかった。³ 随ってもしわれわれが、後者を意図して研究に着手しようとしても、そこには問題を索出すべき学説の体統がみられないことになる。なるほど $\wedge$ 学説 $\vee$ 史的には、*'revenue'* は *'rent'* か *'tax'* か、*zamindār* は *'landlord'* か *'farmer'* か、 $\wedge$ 土地所有権 $\vee$ は誰に帰属するか、 $\wedge$ 共同体 $\vee$ の諸形態は起源的に異なるのかそれとも一形態から派生する継起的段階を示すのか、という論争はあった。しかしながらこれらは、課税のためにイギリスの政治経済学の理論やイギリス法の所有権の観念をいかに説明されるか、という一方的にインドの行政的課題から、あるいはヨーロッパの過去が現在のインドによっていかに説明されるか、という一方的にインドの停滞とヨーロッパの進歩とを規定するいわゆる $\wedge$ 比較的・歴史的方法 $\vee$ から、始められたものであって、インド自体の経済社会的発展が関心の焦点であったとはいいがたい。

私はここでも、従前の研究が主体たる行政機構の発展に對しいわば客体として扱かい、それゆえに *incidental reference* のみを与えてきた、インドの農村社会自体を興味を中心としたい。⁴ 史料の制約のために、地域と年代とを表題のごとく限定した上で、考察の対象を地代と地券のあり方とを通してみた農民の土地保有に求め、併せてその視野の範囲でのイギリス統治の作用と土着経済の動きについて、可能なだけの言及を試みることにする。史料は前稿と同じく Francis Buchanan の調査報告を用いる。その刊本と略号とについては、前稿を参照されたい。また私がここで留意した他の点は、かなり雑然とした、しかも不整合な部分の少なくない Buchanan の記録を、整理しながら読み

とることであつた。植民地時代初期の税制文献の処理において最大の困難を感じるのは、一般に、在地の慣行の多様性とそれらを解釈するためにイギリス人の用意した概念の単一性とから生じる、文献内容そのものの‘inconsistencies’である。たとえば、‘rent’, ‘tenure’, ‘ownership’などのイギリス人にとって自明の法制や経済の用語が、異なった歴史的条件をもつインドに導入された場合に、インド自体のもつ複雑な諸関係が、それらの概念によって截断され、極度の抽象化が行なわれることは以下の行論からも明らかであろう。

(1) T. G. P. Spear, “British Historical Writing in the Era of the Nationalist Movements,” in C. H. Philips (ed), *Historians of India, Pakistan and Ceylon*, London, 1961, pp. 404-415.

(2) このような点は最近イギリス人のインド史家自身によつて自己批判されてゐる。C. H. Philips, “James Mill, Mountstuart Elphinstone, and the History of India,” in op cit, pp. 217-219; K. A. Ballhatchet, “Some Aspects of Historical Writings on India by Protestant Christian Missionaries during the Nineteenth and Twentieth Centuries,” in op cit, pp. 344-353; E. T. Stokes, “The Administrators and Historical Writing on India,” op cit, pp. 385-403. それぞれ参照せよ。イギリス人のインド統治理念については、既に E. T. Stokes, *English Utilitarians and India*, Oxford, 1959, なる詳しい研究がある。James Mill や、著者が前掲論文で挙げた ‘philosophic

historians’ の政治理論も紹介されているので、併読することが望ましい。

(3) たとえば F. D. Ascoli, *Early Revenue History of Bengal and the Fifth Rept*, 1812, Oxford, 1917; R. B. Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal, 1768-1787*, Oxford, 1926. など。‘Revenue History’ の実体が何であるかを見よ。B. H. Baden-Powell によつても、歴史は古史においてかなり思弁的であり、イギリス支配以後についてはかれの書物が書かれた当時の地租制度を理解するための、立法措置と行政制度との歴史にすぎない。行政中心の「経済」史に対しては、もちろんインド人側の反撥があり、近年 Ramkrishna Mukherjee, S.C. Jha 氏らによるきわめて意欲的な問題の提起がなされていることを書き添えておく。

(4) 多くをいいうる段階でないが、かかる視座の設定は現代インド史のいくつかの問題から要請される。現代史の主たる動向

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

が国民会議派の指導する民族独立運動によって決定されたことは疑いない。そして、A. O. Hume を駆って国民会議派結成の主導権をとりしめたものが、かれが握っていた農民暴動の情報であり、R. C. Dutt と Curzon との地租制度論争の背景にや
はり農民問題があり（この点は桑島昭「植民地支配の再編成——イギリスの対インド政策と会議派」、大形孝平編「インド国民会議派の研究」所収を参照）、第一次大戦後の会議派の伸長が

M. K. Gandhi や昨年物故した J. Nehru による農民運動の指導なくしては考えられないことに思い到るならば、農民層にかんするさまざまな問題を植民地支配成立期にさかのぼって調べるこの意義は自ら明らかであろう。そしてこのような観点からの研究は、従来の「revenue history」の立場からは行ないえないことも明らかであろう。

二 地代について

ここでは「地代」を土地保有農民が法定地主に支払う借地料に限ることとし、法定地主が国家に納入する地租 (land revenue) はもとより、非土地保有農民が転借地について支払う小作料¹⁾をも、この範囲から除外する。換言すれば「地代」関係を法定地主とその直接的な借地人²⁾との間に限定するわけであるが、こういう限定が必要なのは、「地代」という語を類似する諸事象に漫然と適用した場合、その収納関係を結ぶ両当事者の性格が、きわめて形式論理的な地主・借地人関係に解消されてしまい、それぞれの持つ経済的・社会的な規定性の差異が無視されあるいは単純化されてしまうからである。そしてここでのべたごく端的な「地代」の限定さえも、実はそのみを以ては不完全であることが、以下の行論から明らかとなるであろう。³⁾

ビハール州の地代については、既に一七八九年に John Shore がそれはおおむね現物をもって納入された旨を述べているが、⁴⁾そこでは生産物「地代」と貨幣「地代」との実際の比率も示されていないければ、それぞれの形態がいかな

る諸他の条件との関連において成立しているのかも指摘されていない。本節では Shore の証言の内容を F. Buchanan の記録によってより具体化するとともに、前者が税務官僚としての関心の限界から、生産物「地代」・貨幣「地代」などの用語の中に解消してしまったより複雑な農村社会内部の事実関係を索出してみたいと思う。⁵⁾

まず「地代」の形態と比率についてみると、Buchanan は「貨幣で支払われる地代 (rent paid in money)」と「作物の分割から生じる地代 (rent arising from a division of crops)」との二つを挙げ、Patna 市では「地代」のはほとんど全額が前者によるが、Patna 県では「地代」総額の五六・二割、Gaya 県では同じく七四・〇割、Shahabad 県では同じく六九・六割が、後者によっていた、と見積っている。⁴⁾そして Purniya 県ではほぼ全額が金納であり、Bhaugulpur 県では「Behar [sabah] にふくまれる地方」以外では金納が一般化していたことを伝えている。これによって Shore の述べた所は、地域的にも「地代」の規模についても、より詳しく知られるようになるが、なおそれぞれの形態の「地代」がいかにして決定されるか、また「作物の分割から生じる地代」(以下、生産物地代、と記す)がいかなる条件の下で「貨幣で支払われる地代」(以下、貨幣地代、と記す)にいかにして転換するか、という疑問が残るであろう。これらの点を Buchanan 自身の陳述を分析しながら、できるかぎり明らかにしてみよう。

まず、生産物地代の行なわれていた前述の三県について、かれの観察を検討する。Buchanan は Patna, Gaya 二県の地代を上記のように二分し、さらに貨幣地代をその金額決定の様式から二分しているが、それを要約すると次のようになる。貨幣地代は naqdi (nakadi) と称し、⁶⁾ hast-o-budi と baharsi または ⁷⁾ tihka との二種類からなる。前者は、毎年土地調査を行ない、作付面積と栽培されている作物の種類とに應じて地代を賦課徴収する様式であり、作物の「見積り価格 (supposed value)」が積算の基礎となる。後者は「土地 (ground)」をその質に随って評価すること」

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

であり、農地は、「近隣一帯に通常行なわれる諸率に随つて評価される」。この場合、農民はその土地を「気のむいたやり方で (in whatever manner he pleases) 耕作する」と観察されている。随つて、やや先取りしたい方をするならば、少くとも表面的には、*hast-o-budhi* が現実に耕作されている土地とその生産物とに対して賦課される地代であり、休耕地については地代が成立しないのに反し、*phika* または *baharsi* は保有地面積のみが積算の基礎となり、休耕地の有無や生産物の種類は地代計算に入りこまなかつたのである。生産物地代は *bhavalu* (*bhaoli*) とよばれたが、これについては後にまた説明する。そして「借地人 (*tenant*)」の中には *naqdi* のみあるいは *bhaoli* のみで地代を支払う者もあったが、一般には、各人が保有地のある部分については *naqdi* で他については *bhaoli* でそれぞれ支払う、とみられている。⁽⁸⁾ しかしながらここでは、後述するように、*Buchanan* が「rent」の形態のみに注目することによって、土地所有をめぐる他のひとつの事実関係を捨象している面のあることは、かれ自身の別の個所の記述から明らかであるから、以上の説明をそのまま無条件に認めることはできないことだけをつけ加えておこう。

さらに上記二県の個々の所領 (*estate*)⁽⁹⁾ について、*Buchanan* の報告する所をみると、貨幣地代を支払う土地は、概して市場地の周辺、河川沿いの台地、河川の中州のうち灌水による被害を受けない部分、村落（＝聚落）に近い井戸水灌漑の施される土地、甘蔗、米、小麦、大麦、罌子、棉、野菜が栽培される家屋周辺の肥沃な土地、⁽¹⁰⁾ などに限られる傾向が看取される。私は、次にのべる *Shahabad* 県の例からおして、これらの土地の貨幣地代が *baharsi* または *phika* と称される額決定の様式に依つたものであり、その面積は *hast-o-budhi* よりもかなり少なかつたと考え、⁽¹¹⁾ そして前掲の数値が示すように、土地の大半は *bhaoli* によって地代を支払つていた。そして「分割」される作物は、概ね食穀と豆類とであつた。⁽¹²⁾

以上に記した点は、Shahabad 県についてもほぼ同様であり、より明瞭に指摘されている。すなわち、総じて「ガ
ンガー河に近い肥沃な灌漑地 (the rich inundated land)」、注意深く給水されている村落周辺の耕地と庭園 (the field
and gardens)、『甘蔗と棉』との作付地以外が、「作物の分割」によって地代を支払う土地であり、そのような土地の
地代は、「借地人がすぎないように経営する (manage) 土地の一定面積について、一定の地代が支払われるべきことを規
定した地券 (leases)」にもとづいて徴収され、地代額は「固定されかつ作物の種類とはまったく無関係」であった。⁽¹⁷⁾
これは前の baharsī または tihka とよばれる方式である。そして内陸部つまり河川から距った地域では、かなりの土
地が、「栽培されている作物の種類に随って bigha」とに一定額の貨幣を支払う」のであり、これは前の hast-o-budi
に相当する。他の一般耕地では bhaoli が行なわれていたが、これはさらに、農産物を所定の費用分を控除した後⁽¹⁸⁾
実際に分割する agorā と、耕地の部分的な調査の結果から全体を推計して地代額を決定する danabandi または kankūt⁽¹⁹⁾
とよばれる方式とを区別する。そして bhaoli の大半は、後者の方式に則っていた。⁽²⁰⁾ 個々の A 所領 V にかんする観察
の中から以上を補足する諸点を挙げれば、tihka に相当する形態の地代額決定要因として、該当する地片の聚落から
の遠近、地質による肥沃度の差、収穫回数などが、bhaoli 形態の分割率決定要因として、播種から収穫までの給水回
数が、それぞれ指摘されていることである。⁽²¹⁾

ここで bhaoli について Buchanan の所見を少しく立ち入って調べてみよう。この形態は古代から行なわれてい
たといわれるもので、脱穀場に積み上げられた穀物から、種子や補助的農業労働者、村抱えの司祭者や職人たちへの
報酬などを控除した残りを、地主側と農民側との利害代表者が相互に立ち会って、両者の A 分け前 (share) V に分割
する、というのがその本来のかたちであつたらしい。⁽²²⁾ Buchanan は Patna, Gaya 二県の概観の中で、「分割はたいへ

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

面倒なので、各自の分け前（を實際に分割すること）のかわりに、地主と借地人の両者が、作物の成熟期になると、一定量の穀物かあるいは貨幣に換算されたその価値（a certain quantity of grain, or its value in money）を、一方がとり他方が与えることに、同意するのが普通である⁽²⁴⁾と述べている。つまりここでは、*agora* 形式から *danabandi* 形式へ、そして後者を基礎として *bhāoli* 形態から *naqdi* 形態の *hast-o-būdi* 形式へ、という推移が起ることを、かなり明らかに見通しているわけである。

Bhaugulpur 県については、地代の形態や額決定の方式について詳しい記述がない。同県の Bihar *subah* 地方の事情は Gaya 県などとは共通し、Bengal *subah* 地方は Purniya 県とあるていど同様のものと考えてよいであろう。Purniya 県では既述のように地代はほぼ全面的に *naqdi* 形態をとっていたのであるが、Buchanan はこれをやり額決定の様式に随って二分している。第一は、保有地面積に応じ所定の率にもとづいて計算された一定額の地代を、耕種や土地利用の状態とは無関係に支払うもので、かかる地代が適用される地片はふつう *chanri* (sic, *cāndinā*?), *bāstu* (vastu), *ud* (sic, *ādū*, *ār*?) *bāstu*, *bāghāt* など、すなわち「家屋」庭園 (Gardens) および植栽場 (plantations) をもって占める土地」であり、地券には後にまたふれるように面積と地代率とが明記されていた。この様式の名称として、Buchanan は *mugarrari*, *jam-i-zamin*, *kamkāsti*, *bighāti*, *kandar* などを挙げている⁽²⁵⁾。これは前述の *baharsi* または *thika* と基本的に一致するものである。第二は、一般耕地 (*Khet*) に適用され、現実に耕作されている土地の面積と栽培作物の種類とに定まった率とに随って、貨幣で地代を納入するもので、Buchanan はこの形式の名称として、*hasb ul-ḥasili*, *ḥal-i-ḥāsilī* *kaṣṭi*, *purdar*, *darbandi* を挙げている⁽²⁶⁾。これは先述の *hast-o-būdi* と同様である。こゝでひとまず、以上までの地代形態にかんする Buchanan の観察を要約しておこう。まず注目されるのは、*naqdi*

と総称される貨幣地代が、実は、その額決定の様式からみて、二つの異なった原理、より具体的には地代賦課源泉の求め方、にもとづくものとみられることである。第一は、 $\wedge$ 借地人 $\vee$ の保有する土地自体に課せられる地代であつて、それが成立する地片は、概して一定の地理的、農業技術的な条件の下にある (*ihka, mugarrari* 等)。第二は、現実に耕作されている個々特定の作物に課せられる地代である (*hasto-budi, hali-i-hasin* 等)。そして後者は、未だ現実の耕地面積や具体的な耕種を基礎としている点で、そうすることによって穀物や豆類以外の作物をも含めうるという大きな相違はあるにしても、*bhaoli* と軌を一にするものであることが、銘記されなくてはならない。 *hasto-budi* あるいは *hali-i-hasin* 等と *bhaoli* 一般とを分かつ指標は、第一に、前者が貨幣形態をもつてするのには後者は生産物形態であることと、第二に、前者では個別農作物の単位面積あたり地代額の最高限度が地券に表示され客観化されるのに、後者では部分的にもせよ収穫期ごとの $\wedge$ 現実の分割 $\vee$ や検地を基礎とし、いわば定形化されていないこと、であるが、地主の $\wedge$ 分け前 $\vee$ が *dānabandi* を通じて価格代納に転化した場合にはもはや第一の指標は決定的なものではなくなるし、価格代納が慣行となりその貨幣額がほぼ一定してくれば、おそらく第二の指標も、少くともそれ自体としては、意味を持たなくなるであろう。さしあたって生産物地代から貨幣地代への転化については、その具体的な動きをこまかく追求することができないが、少くとも以上のような視野の中でみる場合には、それが $\wedge$ 分け前 $\vee$ の原理の内部で現われることはほぼ明らかであり、*Buchanan* も見通したような展開の径路が構想されるであろう。それはともかくとして、われわれは、資料中に現われる *naqdi* が、上記の二様式のいずれによるものかを、今後あらゆる場合に吟味する必要のあることを、*Buchanan* は教えている。

ここで保留しておいた問題に入ろう。結論から先にいえば、*Buchanan* は土地利用の様式や耕種にかかわりのない

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

定額地代、という指標によって、本来は別個の範疇に属するものを、あたかも同一であるかのように扱かっている。これは地主と入借地人 $\vee$ とを截然区別した植民地政府の立法を前提とすれば当然ともいえるが、そのような方法によってインド社会内部の階層間の関係を捨象する、という危険をはらんでいる。⁽²⁸⁾

Buchanan は Purniya 県において mugarrari 等々の名称でよばれる、つまり土地利用の様式や耕種と無関係な地代について補足的な説明を加えながら、インドの多くの地方でみられる土地の分類にもとづく地代額の決定がここでは概して行なわれず、地代率は「借地権 (lease) を得た者がそれを与えた者に対してもつ影響力」に依存し、土壌の性質と無関係である、と述べ、また別に、検見 (measurement) を行なわずに、「地主 (master) と借地人」とが、面積と耕作様式との如何にかかわりなく、一括された農地に対する一定額の地代 (a certain rent for the farm taken in a general way) について協定する」gachbandi を用いる地域があることにふれ、これを単位面積について一定の率を設ける darbandi に対置している。⁽²⁹⁾

前段は明らかにカーストなどの社会的身分の高い者に対する特恵的地代を指しているが、この点をまず検討してみよう。地代が土地の肥沃度などとは無関係に地主の入借地人 $\vee$ に対する恩恵の度によって定められる、という例は、同県の Amirabad, Kakjol, Sripur, Asja, Dharpur, Dharnapur 諸郡についてみられる。⁽³⁰⁾ Sripur では高位カースト成員の支払う一ピーガあたり一四アーナないし一ルピーの地代を kamdar と称し、低位カースト成員の同じく一ルピー一二アーナないし二ルピーを purdar という。また Dharpur では「完全地代 (the full rent)」を支払う purdharā' その七五割を支払う kamdharā' 五〇割を支払う kāsī の三階級に入借地人 $\vee$ が分類され、kāsī はさらに耕地の拡大や耕種の転換による増収分に対し purdārā' を適用する sawā'i-bābat wārī と kāsī を適用する mā'i-bābat wārī と

に分かれたが、「減額措置は他者の心情に大きな影響力を有する富貴なる者に対してとられ」たのみで、土地の大半は△完全地代▽をとって賃貸されていた。なお Dharmapur の一二七村落について、kaṣṭī 一・六割、purdār 八七・五割、kamdar 一〇・九割という地目の構成比が示されている。これらの観察だけでも既に、Buchanan 自身が mugarrari と kaṣṭī, kamdar とを一括し、haṣṭ-ul-ḥaṣṭi と purdār とを等置することによって社会的身分の介入というまさしく△慣習地代▽に固有の要素を捨象したことは明らかである。それとともにいまひとつの極めて重要な問題も看過されている。B. Chowdhury 氏は一七九〇年の Purniya 県収税官の書簡を引用して同様の問題にふれているが、そこでは、一ビ―があたりの地代が四ルピーである bhaolī 一ハブーハーナの purdhār 六フーナの kamdhār の三つの地目が示され、前二者は農民の自営地、最後者は雇農 kolit 労働に依拠して経営する土地である旨が、明らかにされている。⁽⁶²⁾だとすると kamdar, kamdhār が適用される土地の地代は、なるほどその保有者たる高位カースト所属の農民によって支払われたのであるが、地代の高低のみを指標とすることによって Buchanan は、そこに成立する階級関係を捨象し、自ら記述した kolit の存在に具象性を与えないで終っているのである。富貴なる者に対する減額措置は、実は記述以上の社会的経済的関係を内包している。⁽⁶³⁾

次に gachbandi についてであるが、これはもともと荒蕪地開発のために、地主が農民に対し一定区画の土地を一定額の地代をとって賃貸する、土地保有の様式をさす。⁽⁶⁴⁾これは確かに土地利用の様態や耕種と地代額が無関係であるという限りでは、おそらくかなり以前から耕地として常用されていたか、あるいは開墾から数年を経て一般耕地と同じていどに生産性の安定をみた土地に適用される darbandi と、⁽⁶⁵⁾対比することができ、やや特殊な条件下にあることとは注意するべきであろう。そしてこの場合にも、gachdar となった者が多少とも資力ある農民の上層部分であって、

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

雇農労働によって荒蕪地の開発に従事したことは、重要である。⁽⁸⁾

Buchanan は 'rent' や 'tenant' についていわば平面的に羅列してみせるが、羅列された項目相互あるいはそれと諸他の条件との関連は時によると無視される。このような点を批判的に読みとっていくことは、Buchanan のみならず、かれに淵源する後年の Statistical Accounts や Gazetteers の利用においても必要であらう。

(一) 「地代 (rent)」とは、一般に、土地所有者に対してかれの土地の一部分もしくは全部を一定期間借用した者が、契約にもとづいて支払う、その借地の使用から生じる収益の一部を意味し、そこには土地の所有権、賃貸借契約、地代源泉、いわゆる商品化された土地の市場が前提されている (F. A. Fetter, "RENT," in E. R. A. Seligman & A. Johnson (ed.), *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 13, N. Y., 1934, pp. 289-292. 参照) が、このような近代ヨーロッパにみられるいわゆる資本制地代は、植民地支配形成期のインドでは、実体としては存在せず、法律上の作為として導入されるようなものとしてのみ存在した。従ってヨーロッパとインドイギリスの経験に立脚した D. Ricardo や T. R. Malthus の地代学説がインドの地租問題の解決に援用されながら、結局は効果を挙げえなかったのは、当然であつた (詳しくは E. Stokes, *The English Utilitarians and India*, O. C. P., 1969, pp. 81-139.; S. C. Gupta, *Agrarian Relations and Early British Rule in India*, N. Y., 1963, pp. 166-317. 参照)。インドをさうして一般に「地代」と

よばれたもの、つまり農民が地主 (zamindar, taluqdar など) に支払う賃租が、イギリスにおけるのは異なり、契約や競争によらず慣習によつて支払われていたことは、初期の植民地行政官の認識する所であつた (拙稿「史学雑誌」六八一〇、第四・五節参照) が、十九世紀後半に、政治経済学の地代学説のいわば先験的、演繹的な適用に懐疑を表明した人々によつても、インドの「地代」のこういう側面が特に重視され、「競争地代 (competition-rent)」に対比して「慣習地代 (customary rent)」なる語が用いゑられた (H. S. Maine, *Village Communities in the East and the West*, 3rd, edn., London, 1876, pp. 179-186; Sir G. Campbell, "Tenure of Land in India," in Probyn (ed.), *Systems of Land Tenures in Various Countries*, 2nd edn., London, 1870, pp. 151-152. 参照)。本稿の対象とする「地代」は、永代定租制の下で法律上は契約による借地地代として想定されていたが、地代額についてはなおいわゆる 'pargana rate' の維持がおそく一八一二年までは法律で承認されており (B. H. Baden-Powell, *Land—Systems of Brit-*

sh India vol. 1, pp. 638. 参照) さらには実態としても、なお「慣習地代」であつたものである。以下たんに「地代」と記すが、上述の諸点には留意する必要がある。

(2) J. Shore's Minute, 18. Sept., 1769, para. 2, 5th article.

(3) 以上のような観点を実証的研究に反映させて行く場合、植民地支配成立期のもっとも具体的な文献として J. Shore's Minutes をとりあげなくてはならない。これはザミーンダーリー定租制の研究(近年のものとしては D. N. Banerjee, Early Land Revenue System in Bengal and Bihar, Calcutta, 1936; S. Gopal, The Permanent Settlement in Bengal and its Results, London, 1949; N. K. Sinha, The Economic History of Bengal from Plassey to the Permanent Settlement, vol. 2, Calcutta, 1962; R. Guha, A Rule of Property for Bengal, an Essay on the Idea of the Permanent Settlement, Paris—The Hague, 1963. など)には、インド内部の事情を示す資料としてよく用いられるが、近代インド史一般の傾向に倣つて J. Shore の証言内容の個々の点が検討分析されながら引用されるというよりも、むしろ事実上の転載に終る場合が多いのであり、Shore の zamindar = 'owner' 説の誤りを指摘するとしても、それは政策論的な反対であるか、あるいはインドにとっては先験的な概念による截断にすぎなかつた。概して、植民地官僚史学の伝統に立て限りでは、'rent' と 'revenue' との、あるいは 'land

lord' から 'revenue-farmer' への読み替えはできても、地租行政という究極的な関心については Shore と後代の研究者との間に隔りはなかつたのであるから、いわゆる史料批判の成立する場がなかつたであらう。本稿は J. Shore's Minutes の批判を直接の目的とはしないが、部分的にはその証言内容のより具体的な把握を試みている。Shore の証言の具体化は、ここでは F. Buchanan の記録によつて知られる政策形成者側の事実認識の深化を通して試みられるが、両者を隔てる二十数年の経過をみたすだけの資料が充分には得られないことを、前もつてこわつておきたい。また上記の具体化は、税務局長 J. Shore が閣議決裁した同時代の各県収税官の書簡を通しても行なわれるべきであるが、この点私はかなりの準備をすすめてゐるが、稿を改むて論じたいと認む。J. Shore を出発点とすることによつて F. Buchanan の史料史的な位置も自ずと明らかになるであらう。

(4) A. P. B., ii, p. 762; E.I., i, App., p. 51. 所掲の統計表より計算した。上掲箇所では、比率は thana ごとに十六を分母とする分数で示してある。

(5) A.P., p. 437.

(6) A. Bh., p. 463.

(7) bahari の語は、少くとも H. H. Wilson, A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., ed. by A. C. Ganguli &

十九世紀初期のベンガル州における地代と農民の土地保有について

N. D. Basu, Calcutta, 1940. には見当たらない。地質用語としては、河岸から隔れた 'low inundated land' の意味に用いられる (A. P. B., ii, p. 604.) が、その例の中では地代は *naqdi* になっていない。*fhaka* は本節註 (28) のそれとは語義を異にする。

(8) 以上 A. P. B., ii, pp. 553-554. 参照。

(9) もしあたり *zamin-dari* と同義と考えよう。

(10) Azimabad 郡では Patna 市周辺部 *uprai* (uparwar: 台地) と *diyara* (*diara*: 河床に土砂が堆積して生じた中州、島) の大部分とは、土地の等級に応じて定められる単位面積あたりの定額地代が支払われるが、*tal* (低地) では主として *hast-o-budhi* が行なわれ、一部分が *bhawal* となっている (A. P. B., ii, pp. 572-573.)。この定額地代が *fhaka* であることは明らかである。Maner でも台地は主として貨幣地代によるが、このうちの大部分のみが、「地券 (*lasese*)」の中では最高の額のみが確定されており、作物不良の時には減免の行なわれる *hast-o-budhi* という種類に属する」とみられ、低地帯と内陸米作地帯とは、主に「作物の分割」によって地代が支払われる。(A. P. B., ii, pp. 604, 605.)

(11) Beliya 郡では、耕地、休耕地の別なく単位面積について所定の地代を支払う土地として、「やせた土地」つまり、一般に地代を請負う人々の詭計によって放棄されているもの」と

「Jama-Dih (*Jam-i-dih*?) とよばれる村落に近い肥沃な土地」が挙げられる (A. P. B., ii, p. 575.)。ここでは「貨幣地代」の範疇にちつて二つの異なったしかも相互に無関係の地目が一括されているが、その点については後説することとし、ここでは後者のみに注目すれば足りる。〈村落が支払う地代総額〉というほどの意味のことばが、なせ上記のような地目に用いられるのかはあまりはつきりしない。H. H. Wilson, op. cit., p. 357 a. に *Jama debati* (*Jam-i-dihati*, *dihat* > *dih*) を「各村落によって個別的に支払われるべき租税部分のとりきり」と説明しているが、これのみでは解釈しがた。別に Bhelwar, Ukri, Ikil (A. P. B., ii, p. 595.) と Arwal (A. P. B., ii, p. 601.) とで、貨幣地代を支払うのは村落周辺の井戸水灌漑地に限られる旨が、観察されている。

(12) Phulwari 郡の例 (A. P. B., ii, pp. 573-574.)。このような庭畑地は *bhite* と称されるのであるが、Buchanan の言うところここで食穀類まで栽培されたとは考えがたい。もし食穀栽培が行なわれたとしても、それは特に上質のものであろう。この点に疑問を感じるが、ともかく、より多くの肥料や労働を必要とする作物が、貨幣地代との関連で言及されていることは、注目すべきである。

(13) 一七八七年六月二十二日付の税務局文書によれば、Tirhut では、'Teeka potrahs (*fhaka patia*)' は「村落の周辺の最優等

地にのみ適用され、殊に小麦・タバコ、アヘン（けし）栽培に
あてられる *kaumil* (*karnil*) と称する土地に適用されたもので
あり、そのような土地は面積にして第二等地の一割しかなか
った、といわれる。そしてこういう土地は、休耕地の余地のな
いほど肥沃であつた (B. Chowdhury "Some Prob lens of the
Peasant Economy of Bengal before the Permanent Settlement,"
in 'Bengal Part and Present,' ser. No. 140, pp. 135-136.)
史料を地域的、年代的に捕えることは今の所できないが、
Buchanan 記事から推測しても、この間に顕著な事態の展開が
あつたとはいえないであらう。また *naqdi* のうち *hast-o-būdi*
が個々の〈所領〉の中で特に言及されているのは、既述の *Azi-
mahad* と *Maner* との外は、*Pitlich* (A. P. B. ii, p. 578.) と
Haveli Behar (op cit., p. 582.) であるが、いずれもガンガー
河とその支流ソソ河その他の河川の流域を占めてゐる点が、
注目されなくてはならない。いわゆる *nadi sekast* などのため
に作柄の安定が期し難い地域では、*hast-o-būdi* の方が地主の取
入とともに農民の生活資料をもより確実に保証しうるものとし
て、選ばれたであらうことは、想像に難くない。ウッタルプラ
デーシでは灌漑作物の場合には *bhaoli* が選ばれると云ふ B. H.
Baden-Powell の指摘 (The Land-Systems of British India,
London, 1892, vol. 2, p. 192.) も、一斑の参考とはなるであら
う。それと較べると、*thika* は耕種や農業技術の上でより安定

した条件を、前提してゐる。また河岸地帯に言及しないまで
も、後説するように、*bhaoli* は *hast-o-būdi* に転化する可能性
をはらんでゐたのであるから、*hast-o-būdi* の適用せられる範
囲が *thika* のそれより広いことは疑いない。

(14) 「分割」される農作物に特に言及してゐるのは、*Azimabad*
郡と *Bhagulpur* 郡の一部とをこつてのものを、前者では主とし
て豆類 (A. P. B. ii, p. 573.) が、後者は「米と豆をわすか
のその他の作物」(A. Bh., p. 463.) が対象となつてゐた。

(15) A. S., p. 336.

(16) A. S., p. 340.

(17) A. S., pp. 336-337.

(18) A. S., p. 340.

(19) H. H. Wilson, op cit., p. 17 a. これは *agor-batai* (*agor batat*)
の形を出づる。 *agor* は「穀物の見張り人」、*batai* は「分
割」の意。

(20) H. H. Wilson, op cit., p. 189 a. これは *danabandi-kankuti*
という複合語としての用例が記されてゐる。

(21) A. S., p. 339. *bhaoli* の賦課方式に以上の二種類があるこ
とが、Gaya 県 *Narhat*, *Arwal* 二郡について認められて
ゐるが、そのうち *bhaoli* は主として *danabandi* と表してゐた
(A. P. B. ii, pp. 589, 602.)

(22) *Shahastaram* (A. S., pp. 374-375.) と *Haveli Rautas* (p. 380.)

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

との記事を参照せよ。給水回数は多いほど農民の取得分も多くなる。

(23) R. M. Mookerjee, *Occupancy Right, its History and Incidents, et c.*, Calcutta, 1919, pp. 7, 11-12. 参照。

(24) Shahabad 県の Bihya では、 $\angle$ 実際の分割 (an actual division) $\angle$ へまり agor はめつたに行なわれず、検地 (Survey) によって確定された地主の $\angle$ 分け前 $\angle$ は「たいていの場合は価格をもって表示され (valued)、貨幣で支払われる」(A. S., p. 355)。
Haveli Rautas においても地主の $\angle$ 分け前 $\angle$ はほとんど常に「借地人によって市場価格で (at the market price) 貨幣をもって支払われる。いわゆる市場価格なるものが現実の価値 (the real value) よりもはるかに低かったので、借地人は現物をもっては支払おうとしないのである」(A. S., p. 380)とみられている。ここで $\angle$ 市場価格 $\angle$ および $\angle$ 現実の価値 $\angle$ とよばれているものの実体については説明がないのであるが、いちおうの推察をすれば次のようになる。Buchanan は Purniya 県でほとんどすべてのものに官用価格 (takimi) と民間価格 (gihastu) と二本だいの価格があり、後者は前者のほとんど二倍にもなる旨を述べている (A. P., p. 437) が、このような慣習が直接には観察されていないまでも他地方にも及んでいたと考えることは、困難ではない。もし $\angle$ 市場価格 $\angle$ と観念されていたものが、地主やその一族従者たちが市場で物資を調達する

際の価格であり、 $\angle$ 現実の価値 $\angle$ がすなわち民間価格であったとすれば、農民は地主の $\angle$ 分け前 $\angle$ をその官用価格で支払うことによつて、民間価格との差額を利潤として確保できた筈である。(1) $\angle$ 市場価格 $\angle$ が近郷の bazar, haif, gani などの農産物の平均的な販売価格を意味し、 $\angle$ 現実の価値 $\angle$ が $\angle$ 共同体 $\angle$ 内分業や jajmani 関係を通して農民に提供される非農業的あるいは農業補助的な労働の総量であるとすれば、たとえば一定量の米が $\angle$ 市場価格 $\angle$ では水麴三個と等価とされる時に、それが村落内の $\angle$ 現実の価値 $\angle$ としては水麴三個のほかに農具や散髪や祈禱などをも得られる場合、農民としてはその米を確保する方が経済的にも有利であったであろうし、伝統的な軌範意識もそれを支えたであろう。Shahabad 県は十八世紀後期には既に棉やタバコを商品作物としてかなり大規模に栽培していた(拙稿『東洋学報』四七―二、九七、一一七頁)のであるから、地代納入のための貨幣は米の販売によらなくても、可能であったと考えてよい。Buchanan の観察は以上のように解釈されて誤まらないであろう。また、同県の Bhupur でも bhaol の三分の一が agor により、三分の二は kamkut へまり danabandi による見積りの後、通常は貨幣で納入されていた。(A. S., p. 361) もっとも Danowar では danabandi も物納であつたらしい(A. S., p. 371)。agor から danabandi への転化の原因は、本文所掲の概観ではむしろ技術的なものと観察されているが、Gaya 県

Arwal では、「*raji*」の住民はまれにみる訴訟好き (uncommonly litigious) なので、借地人と「地主側の」検査員との意見が折り合うことはめったにない。そこでふつうは個々の作物の作付地の小部分が刈りとられ、その収量を全体の平均とみなす」方式がとられる」と誌明されており (A. P. B., ii, p. 602)、「転化」は農民闘争の成果としての一面があることを暗示している。

Arwal と Narhat 以外の「所領」における bhaoli の説明は、概算された分割率が示されているのみで、Inchha, Goh, Manourah の三所領で「実際の分割」が bhaoli のほとんどを占むを巧めることとされている (A. B. P., ii, p. 607)。また、*danabandi* と *agor* との別は注意を要している。

(25) A. P., pp. 440-441, 442. 地主は随意に検地を行ない、耕地面積の増加分からは所定の率で、地代を加徴することができた。またこの様式の適用される上記の諸地片についての地代を、全県を通じて「身分の高い人々」は免除されており、一部の地方では農地保有者すべてがこれを免除されていた、という。なまじいの *mugarrari* は、いわゆる「fixed-rent tenure」としてのそれと異なる点に注意。

(26) A. P., pp. 441-442. 十九世紀後半の Bhangulpur の '*hal-hasila*' とかゝる B. H. Baden-Powell, op. cit., vol. I, pp. 600-601 をも参照。

(27) B. H. Baden-Powell は地代形態の転化の径路は一般的に

北大文学部紀要

は進まないとしても、古い時代から野菜類、香料作物、甘蔗、棉花など「分割」困難は作物については、貨幣地代が別納されるたてまえであった」と述べている (B. H. Baden-Powell, vol. I, pp. 273-274; vol. 2, pp. 192-193. 参照)。商品作物栽培の普及とそれに対応するあるていどの農産物市場の形成に、地代形態転化の原因があることが示唆されている。この問題はインド人経済史家によってもとりあげられており、この時代を扱ったものとして R. Guha, "Evidence on some Correlations of Rents and Prices in Bihar under early British Rule," *Indian Historical Records Commission Proceedings*, vol. 34, Part 2, pp. 55-68. など、*Rent in Kind and Money Rent in Eastern India under Early British Rule*. (A Paper for the Study Group on Economic and Political Problems of Modern South Asia), 1961. とが、穀物価格の上昇と下落とをそれぞれ生産物地代の金納化と貨幣地代の物納への逆転との原因として捉え、穀師と地代形態との相関する運動を示すとともに、その運動が地主と農民との階級闘争のかたちをとって現われてくることを指摘している。B. Chowdhury, "Some Aspects of Peasant-Economy of Bengal before the Permanent Settlement," *Bengal Past and Present*, Ser. No. 140, pp. 134-151. も地代形態に關説しているが、同氏は地主、請負人側が穀物価格の変動を利用して地代形態を操作し、地代収入をできるだけ多く確保する場

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

合、上層農民が下層農民をいわゆる「下級借地人」化して物納小作料を納めさせ、自らは地主に金納地代を支払うことによつて価格収奪を行なう場合、大量の荒蕪地の存在という有利な条件の下で農民が低率の金納地代をたたかいていく場合、あるいは地代として収取堆積された農産物が適当な販売市場を見出しえないために、地主側が収入確保の手段として金納に訴える場合、通貨不足の深刻でない地域で貨幣市場の作用が生産物地代を、必要にした場合、などを地代形態の転化の要因として示しているが、おそらく巨視的には正しい見解であろう。氏は別に“Some Aspects of Peasant-Economy of Bengal after the Permanent Settlement,” Bengal Past and Present, Ser. No. 142, pp. 137-149. なる論文でも、私のと同じ資料にくつつかの同時代文書や District Gazetteer を用いて、やはり地代形態の転化の問題を扱っているが、Buchanan の記録に関する限り、それは詳細に検討されていないし、本稿で提示したような地代形態の区分と農民的土地保有との相互関連などは、意識されていないようにみえる。

(28) 混同の一因は在地の用語例にも求められる。たとえば Bhaugulpur 県 Gidhaur 郡の Raja Gopal Singha の「所領」一〇・八・五 maula (うち七・五は不輸租地) のうち七六・五は Raja の兄弟二名、息子二名、^へたいいていは同族である従臣^へ五三名、計五七名に転貸されていたが、前の四名のみが「永代

借地権 (Leases in perpetuity)」を与えられ、残りは短期間の「借地権」を得た (A. Bh., pp. 538-539)。Gopal の遠縁にあたる Raja Nirbhay Singha の「所領」一〇・八・五 maula (うち七・五は不輸租地) のうち七二・五は、妻、弟三人、母、父の姉妹の夫、妹の夫、曾祖父の兄弟の曾孫、母方のおじ、妻の兄弟の一〇名と三八名の従臣および友人とに転貸され、前の一〇名のみが「永代借地権」を、他は短期「借地権」を与えられた (pp. 541-542)。これらの転貸を受けた者を Buchanan は ‘under-tenants (Thikadars)’ としているが、この場合には、^へかれらが Raja たちに支払う「地代」が thika であるにしても、土地保有の目的は保有者自身による直接の生産ではなくその土地に住む生産者から収取にあり、保有者自身が一般の農民はまったく異なつた社会階層に属することは明らかである。Buchanan の英語の表現にしても kolit との混同を招きやすいが、^へじつは thika の多義的な用法により注意する必要がある。

(29) A. P., p. 441.

(30) A. P., pp. 460, 468, 496, 498, 503, 508.

(31) Bengal Past and Present, Ser. No. 140, p. 145. bhakoli の名称が用いられていることは Buchanan の調査旅行の二十年前ころにはまだ生産物地代の痕跡が残っていたことを示す。しかしこれが消滅して kast になつたとはいえない。

(32) Bhaugulpur 県では、地代負担は Purniya 県におけるよりは均等化されており、高位カースト成員に対する減額措置もほとんどはなかった (A. Bh., pp. 462, 494.) Chhail 郡では特惠減額の範囲は一ルビーについてない二ルビーナであった (p. 502.) Farokhabad では hasb-ul-hasilh の場合には、'rent' つまり asal jam' については社会的身分にもとく格差はつけられていないが、'comission'、つまり abwah jam' には大きな差が設けられ、高位カースト成員の 'comission' は 'rent' の二五割、村落首長は二〇〇割、一般農民は二〇〇割とされた (p. 572.)。前二者についてやはり部分的には雇農経営を考えることは可能であろう。

(23) Gachhandi に言及しているのは Barroo, Sujapur, Stripur 三郡についてであるが、共通する特徴は、借地期間が短期間でありいわゆる 'rack-rent' を課されたことである。耕地面積が計算の基礎とはならず、一区劃あるいは一団地についていくらかの計算が行われた (A. P., pp. 484, 486, 496.) など B. Chowdhury, op. cit., pp. 144-145. を参照) Kumaripur 郡の musahpsi または musahhasi という土地保有条件も、その特徴からみて gachhandi とほぼ同じ内容のものと思われる (A. P., p. 478. 参照)。ところで Buchanan の挙げる他の在地用語を一瞥しておくと、kast と kamkast については Kumaripur 郡では前者は低額地代を伴う永代借地権で、少数の者に与えられ、後者は

これに反して musahpsi にもとく短期借地権と高額地代とによつて特徴づけられ、適用される人口も相対的に多かったらしい (A. P., pp. 478-479.)。Haveli Purniya では地代額決定の様式が istimurati (次節参照) と、単位面積あたり耕種別に定められた地代を支払う darbandi と、耕種と関係なくただ面積について地代が算定される bighati とに三大別されるが、kast と kamkast はこの二つでは darbandi をさらに二分するものとして現われ、借地期間が終身もしくは永代的であり、現実に耕作する土地についてのみ地代を支払うのが kast、借地期間が限定されその期間中初年度の地代額または保有地面積を、減少しないものが kamkast である。istimurati と kast 以外は概して短期間のものであった (A. P., pp. 490-491.)。Kangdaya 郡では bighati は短期間のもので、満期とともに最高入札者に賃貸されたといわれ、darbandi は少ない (A. P., p. 493.)。bighati は gachhandi と事実上はひとしい内容のものであつかも知れない。Buchanan はこの点あまり明瞭でない。

(34) Barroo では darbandi の適用される土地が、「もちろんよく耕作占取されていて、全体として県内最良の地域であつた (A. P., p. 484.)。他の地方については不明であるが、地代額決定方式としての darbandi の用語自体は、既耕地のみでなく荒蕪地についても用いられたかも知れない。

(35) Sujapur では gachdar から koliti や adhar への転貸が

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

行なわれていた (A. P. p. 406)。B. Chowdhury, *ibid.* をも参照。なお歴史的な問題点として以下を指摘しておく。一七六九—一七〇年の大飢饉の際に Purniya 県では農業人口の半数が餓死し耕地面積は半減した¹⁾とされる (N. K. Sinha, *op cit* vol. 2, Calcutta, 1962, pp. 50, 55)。これが *gachbandi* の拡大に拍車をかけたことは疑いなかろう。N. K. Sinha 氏は大飢饉の影響として、地主の農民誘致競争が起り、地代の低下²⁾ *puḍ kaṣṭ ra'iyat* の *pai kaṣṭ ra'iyat* などを通してベンガル³⁾の土地保有関係が変化した⁴⁾とさしたる根拠もなく論じている (*op cit*, p. 62) が、労働要具、役畜、種穀などが保証されない限り低額地代のみをもって農民を誘致することは不可能であろう。Sinha 氏のこのような変化は、具体的には B. Chowdhury 氏⁵⁾のいわ

る下級借地制 (*under-tenantry*) の発展、すなわち生産手段をより多く所有する上層農民による下層農民、非土地保有農民の収奪 (B. Chowdhury, *op cit*, pp. 14, 4-14⁶⁾ 参照) というかたがてしか進行しなかったであろう。Gachdar となった上層農民は、雇農から「作物の分割」を収奪し、東インド会社政府の征服戦争による穀物価格の騰貴を利用して、実質的には低下した貨幣地代を納めること⁷⁾のうちに、致富の機会を見出した筈であり、かかる条件があれば *gach* の借地期間の短かいことは、これらに特別の不利益をもたらすものでもなかったのではなかろうか。Purniya 県のある地方に当時多くみられた *heyadi* にはこうした背景があるものと私は考える。

三 地券について

前節では主に「地代」の形態について考察し、物納から金納に移る場合の様式を、史料の証言を整理しながらある程度まで定式化したのであるが、一般的に地代という現象それ自体がすでにそのうちに一定の社会関係をふくみ、それを反映している以上、われわれは「地代」の形態上の差別にのみ注目して満足するわけにはいかなくなる。一歩すすんで、「地代」の給付者と取得者との間でその授受をめぐってとりかわされる約束 (lease) つまり借地契約の形式と内容を検討することが、当然、必要となってくる。そしてその検討から、われわれは、地主と農民との間の権利・義務の関係、地主の農民支配の様式と限界、所領経営の実態⁸⁾について、より具体的な知識をもつことができるであ

ろう。

ところで、Buchanan にかぎらず、イギリス側のインド税制文獻一般において、‘lease’、ということばは、借地契約、借地権、およびそれらを明記した地券、という三様の意味で用いられており、ことに最後の意味では、‘patia’の訳語として使われている。ここでもこのような‘lease’の用語法に注意しながら、随時訳しわけることをいちおう断っておきたい。

さて、本節では Buchanan の旅程に随って、州の東北端の Purniya からみることにしよう。Purniya 県に関する報告の中で、かれは、土地保有諸形態 (Tenures) と題する章を設け、「四種類の借地人 (Four classes of tenants)」について説明している。⁽¹⁾ 第一は Estenurars (tsimurar) または Chakbandi (cakbandi) といい、一般に低い固定した額の地代をザミーンダールに支払い、誰にでも随意に農地 (farms) を売ることができる、とされていた。だからこの条件による借地人は、「むしろ所有者 (proprietors) と考えられ」るべきであり、「かれらの占有地 (possessions) のいくつかは、かなり大きなもの (pretty considerable) であ」った。第二は、ペルシャ語・ヒンディー語の名称は記されていないが、第一のものと近似しており、イギリス人収税官が署名した地券が与えられている。「これらの地券は、たとえ土地が地租滞納のために売られたとしても、永代的〔に有効〕 (perpetual) であり、査定 (settlement) がおこなわれて以来すべての種類の穀物の価格が著しく騰貴しているので、〔地代〕率は今では非常に低いと考えられている。」第三は Muduti (madadi?)⁽²⁾ といい、この場合、借地人は、「所有者から永代的に土地を占有する (possess lands in perpetuity from the owners) が、かれらの占有権 (right of possession) は、所領が地租滞納のために売られれば無効 (void) となる。……借地人たちのある者は地券をもち他はもたないがかれらの名前と地代〔額〕とは所領

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保育とについて

の台帳に記入される。そして慣習によつて、これらの人々は同一「地代」率での疑う余地のない占有権 (an undoubted right of possession at the same rate) をもつ。第四は、たいていの土地がこの形態で保有され、「借地人の圧倒的大部分」が、この「三年をこえることがまれ」な短期借地権 (short leases) をもっていた。随つて形式上は借地権の期限終了後には、地主は土地を没収する権利をもつわけであるが、「しかしながら、いかなる場合にも、他人と同じぐらい支払っていた借地人をおいだす慣習はなく、何人からも、かれが自分の家屋と庭畑 (house and garden) を占取することをえらぶ限り、それが奪われることはなく、これらの地代がひきあげられることもない」のが常態であつた。

以上については、まずそれがあくまでも土地保有形態の形式的・制度的な分類にすぎず、四形態のそれぞれに属せしめられるであろう諸個人が、経済的・社会的にいかなる地位・境遇にあり、歴史的にはどのようにしてこの時点に到つたか、というような問題は、捨象されてしまつてゐる点に注意されなければならないし、四形態のうちに既にイギリス人の行政による作為やその効果が現われていることにも注意する必要がある。こういう点を考えながら Buchanan の分類を読むならば、最初の二形態の「借地人」は、かれらがイギリス人の制度の下での法定地主とはならなかつた、という点でのみ他の殊に第四の形態に区分される土地保有農民と等質であるにすぎないことが、まず指摘できる。隣接の Bhagulpur 県の土地保有形態について、Buchanan は二形態を区分するが、そのうち永代的借地権をもつ「借地人たち」の「あるものは、Raja たちおよび Tikat たちとよばれる、高い身分 (rank) とかなりの占有地 (possessions) とを持つ人々」であつて、「条令 (Regulations) に従えば下級ザミーンダールたちが従臣の地位 (vassalage) から解放された時に、ザミーンダリーに属していた土地を分離してもらふべきだつた」にもかかわ

らず、「ヨーロッパ人の法律と習慣とにまったく無知なために、許された時（出願期限―筆者）がすぎるまで、この救済の願い出を避けるように説得された」人々であった。⁶⁾これらはいうまでもなく、ザミーンダールの親族、家臣、*chāwāl* などであつて、経済的・社会的および地方内の政治的境遇において、これらを一般の「借地人」つまり土地保有農民と同一視することはできない。⁶⁾イギリス人の法律と制度とがこのような有力者たちをも、「借地人」に分類してしまつたわけである。Purniya 県の Mududi—Bhaugulpur 県ではおそらく Raja や Tikait 以外の「永代的借地人」がここにふくまれる——については、Buchanan の報告ではこれ以上のことは判明しないが、少くとも、かれらが第一・第二形態の「借地人」とはまったく異なつた、直接生産者つまり「農民Ⅴ」により近いかまたはそのものであるが、人口としては小部分にすぎなかつたことは、ほぼ疑いない。

そこで次に「圧倒的大部分」の「借地人」、つまり本来の「農民Ⅴ」に眼をむけよう。ここで明らかなことは、これらの「借地人たち」がイギリス法的な「lease」の觀念でみる限りは、短期契約の小作農としてしか把えようがないが、インドのこの地方の社会では、事実としては、イギリス人の理解する「lease」の如何にかかわらず、農地一般に対する不可侵の占取権をもち、「家屋と庭畑地」とに対する農民の権利は定額不変の地代のうちに強固に確立されていたのであり、かかる慣習法的な権利は、おそらく当時の農業生産技術水準をもつて当時の人口によつて耕され得る以上の土地があつたという事情とも相俟つて、ザミーンダリー永代定租制度の施行から十五年以上を経たこの時点ではまだ破壊されていなかった、という点である。そしてこのようにみるならば、「三年をこえることがまれ」な短期の「借地権」も、事実上は永代占取権にほかならなかつたはずであり、随つて「借地契約」の觀念も稀薄であれば、契約証書としての地券すら一般的には必要ではなかつた、と考へてよい。⁷⁾

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

次にわれわれは、他の三県における人農民Vの土地保有形態について、Buchananの観察した所を検討してみよう。Bhangulpur 県では、第一に「ghatwal & thikadar におけること」^(a)「永代借地権の場合を除けば、殊に Belar (subah) では、占有地 (possession) の面積あるいはザミーンダールの要求について、何らかの正式の文書をもつ借地人は、ほとんどいるかないかだ、ということが観察されなくてはならない。いわゆる地券は、村落の二、三の主だった人々に対し、その他すべての人々をふくむ『等』をつけた名前によって (by name with an & c) 与えられる。地券は、地代率だけを別とすると、土地の総面積はおろか地代総額も明記していない」ことが指摘されており、続けて第二には、「時によると地代率 (の記入―筆者) さえなく、借地人たちに対して習慣的な地代のみが要求されるであろうことを保証して、かれらに働くことだけを命令する。支払いの時期には請求書が、借地人ひとりひとりについてこの率に随って作られる。そしてこれらを一年間にわたって支払ってしまった後は、かれの地代は、かれがはじめよりもより多くのあるいはよりよい土地を耕しているといういいがかりをつけずには、ひきあげられ得ない」と報告されている。^(a)

Patna, Gaya 両県の綜合記述の中では、第一に、「地券を発給する習慣は、前には今よりもっとふつうであつたらしい。多くの地方で、地主たちは地券を与えたがらず、借地人たちも与えられたところでこれを受けようとはしないだろう。他の地方では地券は与えられていたが、期間終了後にも更新されないうままになっており、借地人たちは同じ率で占取しつづけ、地主 (the owner) かかれの秘書 (clerk) が地券の裏面に『よろしい ("It is right")』と記入する。概ね地代をひきあげる試みがなされることはなかったし、土地の大半が生産物収量の半分を支払っているのだから、かれらはこういうやり方を認めるわけにかなかった」⁽¹⁰⁾ことが観察され、第二には、「地券のほとんどは、村

落の借地人頭 (the chief tenant) に対して、他の借地人たちのための『〔何某〕等 (with an & c. for the others)』をつけて与えられていたが、ただ地代率を記すのみであるから、一所領について地券を全部手に入れた所で、地代総額のみつもりはできるわけがなかった⁽¹⁾と述べられている。第三には、「他の地方では、借地人がめいめいに地券 (patia) を得て、『そこに』規定された率に随つて支払うという請書 (an agreement [Kubuliat, qabuliyat]) を与えた。というのはこれらの地券の中においてさえ、現実に支払われるべき額は、めったに言及されていないからである。これらの地方では新しい借地人たちは、昨今、Kubuliat という請書を与えていないが、そのかわり、Ekrrar (iqrar) という請書を与える⁽²⁾』と報告されている。

Shahabad 県では、「一定の土地面積について一定の地代が支払われるべきことを規定した地券によって徴収される」地代は、前節でみたような、ガンガー河の近傍とか特に入念に給水の行なわれる土地の定額貨幣地代と一般には対応するもののように報告されており、内陸部の hast-o-budi の場合には、「地主たちの側には、地券が、新しい査定 (settlement) の際に、かれらの実際の利益を示すであろうというおそれ」があり、他方、「借地人たちの側には、満期になった場合、これらの地券が、地主には新しい率によって地代を徴収する権利がある、ということ承認するものと解釈されるかもしれないとおそれがあった⁽³⁾』と述べている。

以上のような Buchanan の観察内容のうち、Bhaugulpur 県の後段と Patna, Gaya 両県の最後段とは、開墾のために入植する農民についていわれていることがほぼ確実である⁽⁴⁾と思われるが、この点に留意すれば、かれの所見はひとまず以下のように概括できるであろう。

第一に、地主と農民との間の権利・義務関係は、一般には、「借地契約」として明確化され客観化されていなかった

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

た。これは地主の農民支配の歴史的な形態と、事実上の占取としてしか存在しない農民的土地保有の前近代的ないし特殊インド的な性格にもとづくものであって、政府や地主による徴収強化へのおそれが地券授受を妨げたとする解釈は、必ずしも正しくはない⁽¹⁴⁾。また、agor batni つまり「作物の分割」においては、地券の必要は起り得ない⁽¹⁵⁾。

第二に、以上のような一般的な環境の中にあつては、地券が授受される場合にさえ、その内容は莫然たるものにならざるを得ず、地代率以外は面積も期間も、一般に不定であつた。期限終了後も地券そのものは更新されず、事実上の土地占取と慣習的地代率とが維持された原因は、一方では既存の地代率が実際的には生産物収量の半ばに達し農民の負担に限界があつたためでもあろうが、他方では前述した農民の占取権の強度とそれを可能にする相対的に大量の荒蕪地面積と少数の農民人口⁽¹⁶⁾、ならびに地主^{ザミーンダール}の農民に対する関心の持ち方にも求められる⁽¹⁷⁾。また、地券が地代率以外を記さなかつたことは、一面では、hal-i-hasein においては河流による耕地の移動や耕地面積の増減が前提されており、これが当時の農業技術水準に対応する農制である事情を考えるならば、現実の問題としても、地代率以外を記し得なかつたものと解釈できる。私はまた、このような、いわばあつてもなくても同然の、地券が行なわれていたことを、イギリス人による行政指導の一効果ではないか、と考へている⁽¹⁸⁾。

第三に、以上のような性格の地券は、概ね地主^{ザミーンダール}と個々の農民との間で授受されたのではなく、農民の集団に対して与えられるものであつた⁽¹⁹⁾。随つて地主^{ザミーンダール}の側では誰がどこの土地をどういう条件で賃借しているかを個別具体的に知る機会がないわけであり、「借地人頭」以外の農民も自己の借地条件を知る機会がなかつた。これはもちろん「機会」の問題でなく、植民地支配成り立ちまでのインド社会にそれを知る必要と、「必要」を生ぜしめる条件が存在しなかつたことに根ざしており、ザミーンダリー永代定租制から十五年以上ほとんど二十年を経た後も、ビハール

ル州では依然として以前と同じ状態が続いていたことを意味する。農民集団に対する地券発給、換言すれば農民集団との借地契約が可能であるためには、土地保有農民相互の間に本源的ないし自生的に存在していたにせよ、地主が^{ザミール}地代收取などの目的をもつていわば上から組織したにせよ、あるいはまた双方の要因の共働の結果であるにせよ、農民集団の内部に、「借地人頭」によって統轄される一定の共同組織が存在することを予想もしくは前提しなければならなかった筈であり、実際上の土地利用の方法や耕種の選択など農業経営上の問題は、基本的にはこの共同組織そのものにないしそれを通してそこに結合されている個々の農民に委ねられていた、と考えられる。⁽²⁰⁾ *hal-i-hasil* は自然的・技術的条件に規定されるとともに、このような農制に対応するものでもあった。このように農業経営の実際面が共同組織と土地占取権とをもつ農民たちに、個別的にせよ全体的にせよ基本的に委ねられており、地主は農民集団に対して地代支払義務を課する、という在来の慣習的な農業・地代制度の中に、法制・行政の上でのみ導入された「借地契約」が、内容不確定な地券を生み出したのは、むしろ当然であった。そして、そのような地券が植民地支配成立以前から既にあったとしても、「*patta*」が「*lease*」と訳されたことは、「*zamindar*」が「*owner of the land*」, '*proprietor of the soil*」と翻案されたのと軌を一にする作為であったことも、ほぼ明白といわなければならない。

第四には、以上のような地券が一般に *hal-i-hasil* と対応するのは異なっており、概して、*mugarrari* の場合には保有地面積と地代額とが明記され、しかも個人に発給されるのが通例であった、と考えられる。⁽²¹⁾ なおこのような内容と対象との確定した地券は、他方では、荒蕪地への入植者にも発給されたが、これは形態としてはひとしく *mugarrari* であつてもその意味合いを異にすることは、前節で明らかにしたとおりである。

第五に、前節での分析と相俟つて、一般的な傾向としては、地代形態と土地保有形態との間に、次のような対応関

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

係のあることが注意されるべきである。(一) 生産物地代すなわち△作物の分割▽は地券の欠如に対応する。(二) 生産物地代を基礎とする貨幣地代つまり *hal-i-hashin* は、農作物ごとの単位面積あたり地代率のみを記し、しかも農民集団に対して発給される地券が対応する。(三) 土地の境位や土壌の性質などを基礎とする貨幣地代つまり *mugarrati* は、保有地面積・地代額を明記し、個人に発給される地券に対応する。この三つの対応は現実には共時的に存在したが、前節での分析を基礎としてこれを見るならば、通時的な進化的ないし発展の傾向を示すものであることは疑を容れない。随って三つの形態対応の間には、中間的ないし経過的な形態対応のあったことも、当然予測されてよい。⁽²³⁾

第六に、以上の過程は換言するならば、地代が生産物そのものの△分け前▽から現実耕作面積あたりの耕種別地代を経て保有面積あたりの地質別地代に移行する、生産物そのものの一定量からそれを価格換算した貨幣額を経て遂には量に規定されない一定の貨幣額へと抽象化・客観化される、過程、ならびにそれと併行する土地の集団的ないし△共同体▽的な増有と管理のうちから個別的ないし私的なそれが相対的にせよ自立化してくる過程、である。そしてかかる推転の契機としては、常識的にすぎるが、河岸地帯の地下水利用や井水灌漑が端的に示す農業技術の一定の進歩、すなわちより多くの労働の投下とそれに支えられる農業生産力の上昇とを考へて然るべきであろう。⁽²⁴⁾ △共同体▽の外枠はこの段階では、地代納入の連帯責任として残される。

第七に、かつて私が Bengal の農村社会について推論した△共同体▽的な耕種規制は Bihar においてもまた本源的には存在したと考えられるが、動因はともあれかかる規制の施緩ないし解体のための△共同体▽内部からの突破口となったものが、より多くの労働の投下を通じて私的保有地として確立されてくる、耕種と無関係な地質別定額地代を支払う土地であった、と仮説することができる。⁽²⁴⁾

なおここで、植民地政府の地租行政下における地券の問題について、一言しておこう。個々の農民に対して土地保有条件を明記した地券を発給し、その権利を保護することは、Warren Hastings 初代ベンガル総督以来の、いわば伝統的な政策であり、⁽²⁵⁾ Charles Cornwallis によって法制化されたものであった。⁽²⁶⁾ しかしながら地券の発給はザミーンダーリー地域ではかつて政府の期待どおりに行なわれたことがなく、このような意味では政策は失敗であった。地券発給が行なわれなかった理由として、一般には、契約内容が地主と農民との両者を拘束し、前者には収奪の限度を確定されることへの不満があり、後者はそれによって慣習的に維持されてきた土地占取権が制限され、地代のひきあげが行なわれたりいわゆる隠田を摘発されたりすることへの危惧があった、などの点が指摘されている。⁽²⁷⁾ このような説明は、植民地支配成立前後の地主と農民との権利関係の激変に焦点をおけば、いちおう至極当然のことであり、事実そのような側面もあつたに違いない。しかし以上の論述からこれに若干の補足を加えておきたい。第一に、イギリス人が母国の制度から推してインドにも存在すると思定したA借地権Vは、そこではまだ一般的に客観化されうるかたちでは形成されていなかった。第二に、貨幣地代の大部分がhast-o-budiやhal-i-hasiliとよばれる額決定の様式下にある所では、そしてそれに先行するagor baijaiにおいてはおよそくよりいっそう、A借地権Vのもっとも重要な内容である保有地面積や地代額を固定的に表示することは、技術的に不可能であつたに違いない。ベンガル本州の事情は検討しえなかったが、貨幣地代の大部分がそこでもthika, mugarrariでなかったとすれば、これはそこにも妥当する所見である。第三に、行政指導による地券導入を結局は地主対農民集団の約束としてしか実現せしめなかったような、農民間のA共同組織Vが注目されなくてはならない。少くとも特定の地目における以外は、農民はまだいわゆるA共同体Vの構成員として生産しえたのみであり、地主もかれをそのようなものとして扱わざるをえなかった。⁽²⁸⁾ 随っ

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

地券発給の法令が実現されなかった要因としては、地主の欲求や農民の既得権擁護とならんで、以上のような農民的土地保有や在地代制度のあり方をも考えないわけにはいかなくなる。いかなる条件がより有力に地券発給に作用したかは、具体的に地域ごとに究明するべきであるが、ビハール州四県に関する限りは、地主や農民の権益の観念よりも、より客観的な条件つまり在地農制のうちに、地券の発給を屈曲せしめる要因があった、と私は考える。

(1) A. P., pp. 438-440.

(2) *istimurāt* といふのは、一七九三年第八条令の第一九、四九条 (J. H. Harington, *An Elementary Analysis of Laws and Regulations, etc.*, vol. 3, 1817, pp. 465-466.) を参す。Cakhandi といふのは H. H. Wilson, *op cit.*, p. 150 b. に cak を梵語 cakra の転訛として説明し、「分割された地片、云々」と解釈している。cakhandi は「分離された地片、所領の一部、すなわちチャックの範囲あるいは境界を定めること」である。しかしベルンジャ語では cak には「法官が署名捺印した判決文」、転じて何らかの権利・義務の存在を確認する「証書」という意味があり、ベルンジャ語による解釈も成り立つように思う。

(3) Mududi がもし madadi であるとすれば、〈援助〉、〈庇護〉を意味する madad から考へて、ba'di zamīn のあるものが想像されるのであるが、説明記事からはそのような印象は受けない。またこの Mududi は個別所領の記事の中で 'in pepetuity (Mududi)' と記している例がある。(A. P., pp. 469, 472.) が、原語は今の所復元できない。H. H. Wilson, *op cit.* 44

madad だけを説明している。

(4) 〈高貴な身分を示す標章を帯びた人〉の意で、殊にラージブト族の間に王から從臣に名譽のしるしとして標章タイカを与える風習のあった所から、その〈族長〉を表わす。

(5) A. Bh., p. 465

(6) Haveeli Purniya では Estemurari 借地権をもつ者は三十五人であり、これらの地券には「一定の面積 (a certain number of bighas) もしくは一定の村落 (certain villages)」をもつ旨が記されている (A. P., p. 490.) Dharpur では人数は記されていないが、一二〇村落 (maucā) のうち三は Estemurari によつて保有されている (A. P., p. 506.) Dharmpur では被課税村落一二九のうち二がこれである (A. P., p. 508.) このほか Zila Bhawanipur では被課税地の三分の一 (A. P., p. 510.) Zila Gondwara では六分の一 (A. P., p. 511.) が Estemurari による。最初の例では、まず Estemurari 保有者が少数であること、そして最初から三例では Estemurari の権利の対象が村落内の何がしかの地片ではなく、全体としての村落にあったこ

とが明らかである。

(7) 一般耕地における「地代」について、Buchanan は Purniya 県のある地方では、ザミーンダールの代理人から、作物の種類や土地の性質に応じて一定した慣習的「地代」率があつて、それ以上は徴収できないという説明をきいているが、収税官はこの点について確証がないといひ、裁判所側は確証ありと判決している (A. P. p. 442-443)。県の南端、ガンガー・マハナディー両河の合流点にある Sersabad では「土地全体が面積あたりの一定地代率をもつて永代的に賃貸されて (let in perpetuity at a certain rate [hari] for each bigah....) この Hari は H. H. Wilson, op cit. にはこういう意味では現われない。―筆者)」「たのであるが、地券については、「何人かの借地人は Mokurruti Pattah (mugarrati patia) という地券をもつが、他の借地人は何もたない、しかし、地代が一借地人に對しかれの名によつて固定されていた所ではどこでも、かれの占取するビーガー数と率とが所領 (estate) の台帳に記入され、変更されることがない。この土地保有形態 (tenure) は Jumubandi (jan' bandi) とよばれるが、copyhold といつてもよいだろう。借地人は耕していてもいなくても、かれの土地について支払う。そしてもしどこかが河川のために流失すれば、かれはそれに比例した〔地代額の〕削減を認められるか、あるいは等量の荒蕪地または新しく造成された土地を与えられる」

北大文学部紀要

(A. P. p. 445, 傍点筆者)。ここではおそらく地理的条件に促されて一般に面積当たりの定額地代が成立しているのであるが、そのような条件の下で、なお地券をもつ「借地人」とそうでない者とが混在し、個人的保有権が文書によつて確認されている者とそうでない者との別があるようによみとれる。この点については Buchanan の証言はここで終つているのであるが、規模は不明なまでも、永代的・私的な農民の土地保有権が慣習法的な事実上の占取から脱脚しつつ保有地面積をも文書によつて確定保証されるまでになつており、それが定額貨幣地代の形成に伴つていふことは疑いあるまい。ここでは mugarrati のみについて永代占取権が確認されるにすぎないが、Sersabad の北にある Kajiol では、Kampuran (mugarrati をこの地方ではこうよむ) も hal-i-hasil もともに「永代的」であつて、「借地人がかれの農地 (farm) を遺棄 (desert) すれば、ザミーンダールはそれをかれと新しい借地人とが同意するいかなる率において賃貸 (let) してもよ」かつたのであるが、hal-i-hasil の場合にさえ、遺棄されず占取されている土地については、「もし借地人がかれの農地の半分を耕作せずにおく (neglect) ことをえらぶにしても、地主 (master) はそれを別の借地人に与えることもできないし、〔休耕地から〕地代をとることもできない」かつた (A. P. p. 469)。Garhi でも地代は測量により作物の種類と面積にともなひて決定されるのに、土地は「永代的に

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

賃貸されてゐた (A. P., p. 472)。Kasempur では「借地人たちは数年間の占有 (a few years' Possession) の後には地券を必要とせず、通常の率〔による地代〕を支払うことに同意すれば、おいたてられることはありえな」かった (A. P., p. 463)。同様な趣旨の記事は Ghagra (p. 478), Dharpur (p. 503) についても書かれてゐる。Kakjoi の記事は、ごくとも具体的であるが、ここでは明らかに農地は「個人としてであるにせよ、後にみるごとく農民集団の成員としてであるにせよ、農民に属するものであつて、ザミーンダールは農民がいる限り土地の処分権をもつことはなかつた。Kasempur の例は、荒蕪地に入植した農民もまた永代占取権を獲得することを暗示してゐる。

(8) A. Bh., p. 476.

(9) *ibid.*

(10) A. B. P., ii, p. 555.

(11) *ibid.*

(12) A. B. P., ii, pp. 555-556. 引用文中 qabuliyat は「同意・承知」したことを、iqar は「確認・確約」したことを、それそれ示す文書の謂である。ひとしく請書 (agreement) であつても語感としては後者の方がはるかに強い。

(13) A. S., p. 340.

(14) 地券授受がもとは当時よりも一般的であつた、という Buchanan の見解には、全面的には従ひがたい。何となれば、

永代定租制度が査定の更改を意図しないことを、最大の利害関係者たるザミーンダールが知らなかつた筈はなく、制度ゆゑに地券発給を忌避したという解釈にはむりがある。また Arh の民事裁判所の判事が、地主には慣習法的地代率を改定する権利がないという判決を下したため、「ガンガー河近傍の住民」(A. S., p. 340) の民心安定し地券受領の誘因をなした、というが、この地方では定額地代が一般的であつたという事情を考えると、あまり説得力のある議論とはいひ難い。行政が作用する前から形成されてゐた素地に注目すべきであらう。

(15) 慣習的な地主の取得分以上を徴収しないという約束で働くことを命じる、という場合、その慣習的取得分というのはまだ一定の貨幣額をもつて客観的には表示できない「作物の分割」率を意味するものであらう。このような文書を地券「lease」つまり「借地契約書」とよむこと自体、既に問題がある。Buchanan の記述は必ずしも明瞭ではないが、たとえば Bhaugulpur 県 Gidhar の記事の中では、地代の形態を金納と物納とにわけた上で、次に金納地代額の決定様式に二種類の地券を対応させて説明しており (A. Bh., pp. 542-543)、「物納地代と対応する地券については説明がない。また Gaya 県 Arwal では、「地主たる (landlords) は地券を与へたがらず、なぜだか私 (Buchanan) にはわからないが、借地人たちもかれらの占有地 (possessions) のためのこの保証書を受けようとした」かつたのであるが、こ

こでは井水灌溉のできる「村落に近い小地片 (the spots)」以外はすべて「作物の分割」による地代を支払っていた (A. B. P., ii, pp. 601-602)。しかし、Arwal ではインド農民の財産権意識のなさに途方に暮れたこのイギリス紳士も「Ukri, Ikil, Bhelwar に至って、漸く事情がのみこめたものか」「たぶんラージャ (Raja Mirrajit) の所領のうち一五ブナは、作物を評価するための人を備わずに、實際上の作物の分割によって賃貸されて (let) いる。随つて地券にはほとんど価値がない。地券は貨幣地代を支払う所だけに及ぶものであり、これは一般に井戸から給水される各村落周辺の狭い地面に限られているのだから」 (A. B. P., ii, p. 595.) と報告している。

(16) 一般に荒蕪地が多かつたことについては、個々の所領についての記述に詳しい。「借地人が得難い」ために地代ひきあげがほとんど行なわれないことは「Kharakpur」で観察されてくる (A. B. P., p. 535)。Tappa Barkop と Tappa Parsanda とでは、農民が同じ農地を二年以上続けて耕すことがない、というのは、山間地帯の特殊な農法によるものである。Buchanan は開墾地の地代負担が軽いことに移動耕作の原因を求め、新しい土地の方が生産性が高いから、地代率はより高くあるべきだ、という議論をしているが、かかる観察立論の根拠にある関心とその限界とは指摘するまでもない (A. B. P., pp. 480, 481)。

(17) 地主たちの農民に対する関心事は、要するに、とれるだ

けの地代をとればよい、という程度であつたことは、地券のあり方からみても明らかである。露骨にいえば、「地券の意図は占取期間内に支払われるべき地代を確認する (ascertain) ことだけ」であつた (Furrokhbad, A. B. P., p. 571.)。

(18) いちいち挙げることはしないが、Bhangulpur 県の個別所領の記事には、「借地契約」の期限が定まっていたかみえる個所がかなりある。しかしながら Chuklah Deonapur における、「地券はだいたい前 (sometimes ago) 十年の期間つきで与えられ、期限がきれた後も更新されないままである。しかし借地人たちは同率でつづけて占取している」 (A. B. P., p. 568. 傍点筆者) という観察、Purniya 県の「圧倒的多数」の農民の土地占取権のあり方、前掲の Patna, Gaya 両県に関する綜合敘述の最初の記事、などを考えれば、私の推察は動かぬことが明らかである。補足するならば、Geyaspur では「借地契約」期間は五年ないし九年とされていたが、農民たちはそれが同一条件で更新されるものと期待してつた (A. B. P., ii, p. 580) し、Nahat では「以前には地券は借地人頭 (a chief tenant [Mahato]) に対しその他すべての借地人たちのための『等』をつけて与えられるだけだったが、査定 (the settlement) 以後は、ひとりひとりの新しい借地人が個別的地券 (a separate lease) を受けてついている。しかしながら、どの地券が満期になった時、それらは更新されなかった」 (A. B. P., ii, p. 569. 傍点筆者)

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

者」といふ。Ukri, Ikil, Bhelwar 等の「与えられた地券は決して更新されたことがなかつた」(A. B. P., ii, p. 595)。Maner でも「地券はたいてい満期をすぎつた (have expired)」(A. B. P., ii, p. 604) である。Shahabad 県 Danowar 等は「はじめ十年間の期限をつけられた『借地契約』が、満期後は毎年同じ条件で更新されていた (A. S., p. 371.)」。これらはいずれも制度としての地券が行政指導によつて、全面的とはいわないまでも、導入されたことを証言するものである。

(19) 農民集団に対する地券発給の例を、個別所領の記事について補足しておこう。Bhaugulpur 県 Pharkiya 郡では「借地契約」の期間は三年ないし十年であり、地券には地代率のみが記入されており、農民がめいめいに地券を持つわけではなかつた。「ある地所 (an estate) が賃貸される (let) ことになる」と、借地人たちが集められる。そして「[地代] 率の合意に達すると、某某村の土地がかくかくの率でしかじかの年数の間かれらに与えられた」といふ地券 (lease) が、主だった人々 (some principal persons) に「『某』等」(with an &c.) 与えられることになる。なおこの場合、地代は *hal-i-hasil* による (A. Bh., p. 514)。*Gidhar* 等は地代は *mugarrari* 三 *hal-i-hasil* 三 *bhaval* 二の割合で構成されていたが、*hal-i-hasil* の場合は、「地券は一、二名の借地人たちに對し他の人々のため『等』をつけて与えられ、かれらにかくかくの率でしかじか

の荘園あるじは一村の地所 (a manor (Mauza) or lot (chack)) を耕作することを命令する」(A. Bh., p. 542)。Haveli Khurakpur 等は同様である (A. Bh., p. 535)。Gaya 県の Narhat の例 (前註所引) では「新しい借地人」以外は依然として以前からの方式による地券を与えられていたと考えられる。Shahabad 県でも同様の事態が観察されている。Danowar 郡では「地券なしで耕作する者は一人もいないが、しかしここではすべての地券が一村落 (mauda) 内の一、二名の者に、他の人々のための『等』をつけて与えられ、*jeih-ra'iyat* たちが全体にかわつて (for the whole) 一般的な請書 (a general agreement) を与える」(A. S., p. 370)。Shaharām 郡では「ある地域には地券はまつたかない。他の地域では各村落が、永代的に固定されていると思われる地代率を書いた一枚の地券をもっている (each village has one lease, etc.)」(A. S., p. 374)。Haveli Rautas でも「借地契約は通常五年間であり、根拠のない申立てによれば (it is alleged that, etc.) 地主は、借地契約の終りには土地を誰でも好みの者に与えてよいといわれる。一枚の地券が各村落に与えられるが、それには借地人たちのなまえも支払われるべきものの額も書いていない。それは各種の土地についての率のみを明記する」(A. S., p. 380)。「借地契約」満期後のことについて云々しているのは、おそらく「某等」の某のみは地主側で *jeih-ra'iyat* の中から随意に選択できる、ということであろう。

(20) 農業生産と地代納入のための共同組織の有無などについて、Buchanan は直接的には証言をしていない。農地の管理については、附随的ながら、Shahabad 県 Shahasram 郡において、「一人の借地人が去ると、かれの土地は他の借地人たちの間で分割され、かれらはその地代の連帯支払義務を負う (jointly bound for the rent)」。もし望むなら、かれらは新しい借地人を入れるであろうが、その際、各人は土地のわりまえをかれに与えて農地を作らせる (each man giving him a share to make up a farm) (A. S., p. 374) ことが記録されている。なおここでは地代額は土地の境位や給水の便などによって決定されている (ibid., et seq) ので、*hāl-i-hāsilī* ではなくむしろ *mugarrarī* であろう。以上の記事だから結論するのは早急にすぎるとも知れないが、土地の配分と利用とが第一次的には農民集団の決定に係ったことは疑いがないし、また、招致の理由は措くとしても、先住者の新来者に対する以上のような配慮は、土地が集団の意思によつて管理される事態のあったことを示している。不在者の地代を残留者が負担するという制度の一端は、このような集団的機能を地主側が組織する限りにおいて可能であろう。また、地代の連帯支払義務は、*hāl-i-hāsilī* におけるよりは *mugarrarī* においてより必要とされる点を注意しておこう。

(21) Bhaugulpur 県 Gidhaur では *mugarrarī* 地代については

「ひとりひとりの借地人が地券をもち、耕作していてもいなくても一定額を支払う」と観察されてつづく (A. Bh., pp. 542-543)。このように明瞭な証言をしている箇所は他にないが、註(15)所引の最後の記事は明らかに個別的に発給される地券を念頭においての発言であろうし、Shahabad 県では Champaran 郡を別とすれば、「ガンガー河の近傍ではすべての土地は正規の地券 (regular lease [patta]) によつて賃貸 (let) せられ」(A. S., p. 339) る、という場合の「正規の地券」も同じ趣旨のものであろう。

同県の Pamar, Nunaui, Piro の貨幣地代を支払う村落近傍の台地では「Hujat (*hājidat*?)」つまり交互勘定簿 (account current) が常にひとりひとりの借地人のために記録され、かれが保管する」(A. S., p. 367) というのは、地券にかんすることではないが、地代額が定まっていなければ *account current* は必要がないであろうし、地代額が示されるには保有地面積が明確でなければならぬ、と考えられるから、この場合やはり両者が確定されており、しかもそれが個々の「借地人」についてである点はほぼたしかであつて、本文の論旨と軌を一にすると思う。なおこの地域では台地のみが貨幣地代を支払い、しかも Buchanan の文言ではそれも *hāl-i-hāsilī* ではなく *mugarrarī* であつたらしい。(ibid.)

(22) 地券の発給がイギリス人の行政指導によつて導入あるいは促進された面がある、と考えれば、その規定的な条件は、もち

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

ろん、村落内部における農民的土地保有のあり方や地理的条件によっても左右される農業生産の様式にあり、かかる主体的な条件が行政指導にどのように対応するかによって地券のあり方が変わってくるわけである。そしてこれは地主の農民支配の様式や、農業そのものへの関与のていによつて、さらに偏差を生むであろう。この点を微細に追究する史料をいまはもたないが、ともかく、上述の進化あるいは発展がすべての地域で直線的におこる可能性があり、しかも形態対応も単純に平行する、というのではない。以下の記述はこのような条件つきで参照されるべきものである。Bhaugulpur 県の Tappa Manihari では、「借地人はめいめいに別個の地券をもっているが、かれの土地の面積も地代額を記されていない。それは地代率のみであり、支払うのは現実に耕作されているもののみである」(A. Bh., p. 485)。Kharakpur の「課税地 (the assessed land) では、Rupnarayan は借地人ひとりひとりに、想像によつて (by conjecture) 保有地 (possession) の面積と耕作されている土地が支払うべき率とを明記した、二年ないし四年間の地券を与えている。地券が満期になると、率に変更されてもよい。しかしこれは、借地人が少なく土地が多いので、ちつちは行なわれなう」(A. Bh., p. 524)。Gaya 県西端部の Inchha, Goh, Manourah などは「土地の四分の一は Mamulipattah (ma'muli patia) とよばれ、一般には各村落 (mauda) の借地人頭に対して残余の借地人たちのため

の『等』をつけて与えられる地券にもとづいて、貨幣地代をとつて賃貸 (le) される。これらの地券は五年から十年〔の期限つき〕であるが、満期になつても常に更新されるわけではない。地代は耕作様式を問わず土壌に随つて固定され、凶年控除は認められないが、十分の一の控除が常に許されている (A. B. P., p. 607)。第一の例では、地券は個別化されているのに当の借地権者の保有面積は明らかではないが、これは山間部の移動耕作に条件づけられているものである。第二例では、地券が個別化され、保有地面積も明記されているが、これはむしろ仮空のものであり、随つて地代額を明示できない。Buchanan の記述や地図からは、前例の如く地理的条件までは把握できないが、Rupnarayan は Kharakpur の Raja から独立させられて新しい法定地主となつた者であるので、行政指導を受け容れやすい立場にあり、かかる結果を招いたものとみられる。第三例では mugdharri 地代と集団に対する地券とが対応しているが、これについては今のところ想像以上の説明はできない。また、裁判所の地代にかんする判決も地券授受に影響した (A. S., p. 356, 参照)。(23) かかる契機によつて「私有地」が生じてくることは、インドの他の地域についても観察される。最近の業績としては、深沢宏「一八世紀マラータ王国における農地について」(「一橋論叢」五三—一) が、「ミラースダールはそのミラース地につい

て、かなり徹底的な私的所有権を保持した」ことの論拠として、井水灌漑を施した「果樹園」が「農民」にによって自発的に売却された例を、難解なマラーティー語原史料から挙げてゐる（上掲誌、一〇〇—一〇一頁）。深沢氏が指摘された史料例は、本稿の論旨にとつても頗る示唆にとむものであった。

(24) J. Shore's Minute, 18. Jun. 1789, para. 406. 拙稿「史学雑誌」六八一〇、六一七頁。原文は、*'and it is equally understood as a prescriptive law, that the ryots who hold by this tenure (i.e., huck-kat), can not relinquish any part of the land in their possession, or change the species of cultivation, without a forfeiture of the right of occupancy, which is rarely insisted upon; and the zemindars demand and exact the difference.'*である。旧稿では、*「おののヤッパン以下」*の部分に極めて不注意な誤訳を施したので、*「まずこれを『土地放棄や耕種転換を行なつた場合には』 zamindar たちは『それによつて生じる』差額を要求し徴収する。」と訂正する*（誤訳の訂正によつて旧稿の記述に些か修正を要する点を生じるが、これは他日改稿の際に果たしたいと思う）。この Shore の証言は、Buchanan の記録の検討を通した今、前段の土地放棄の際の差額は *ihika* あるいは *mugarrat* にかかわるものとして解釈されるべきであり、後段の耕種転換の際の差額は *haat-o-badit* または *hal-i-hasil* に対応するものとして説明され

る。つまり前者はかの *na'iat* を、後者は上記のとき地代額決定様式のゆえに差額がいわば自動的に実現されることを、示唆すると考えられる。ともかく、耕種選択における「共同体」規制、換言すれば耕種の「共同体」的選択、の存在を私は前稿において上掲の Shore の証言から立論したのであり、したがつてその成立範囲は当時の Bengal Presidency に限られる。そういう限定も史料の根拠もない規制不在論を唱える論者があるが、批判であるのなら、まず Shore の見解の妥当範囲を確定しあるいはかれの謬見を正すにたる実証的根拠を提出し、併せて氏の主張する自由な耕種転換と自給自足的閉鎖的村落共同体と矛盾なく説明すべきであつた。一七九三年の第八条令第五六条 (J. H. Harrington, *An Elementary Analysis of the Laws and Regulations, etc.*, vol. 3, Calcutta, 1817, p. 468.) の「土地所有者、従属的 *tal-lugdar*、借地農業者 (*farmers of land*)、および *ra'iyat* は、早晩、いかなる種類の生産物にせよ最大の利潤をあげるものと後者 [*ra'iyat*—筆者] に思われるようなものを栽培することをかれらの選択に委ね、あらゆる場合に一定面積の土地について一定金額の約束をかわす (*to enter into agreements*) ことを、相互の利益になると認めるであらう」と期待される、云々」とあることに注意すべきである。なお私は昨年棉とタバコとの栽培と流通とについての史料を紹介した（『東洋学報』四七一—一〇）際、規制の成立する範囲とその解体の過程に興味を

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

もった。この問題の解決は本稿ではまだ端初的な段階にしかとどまり得なかったが、以下に Buchanan の觀察をなお少し参照して、上述の論旨を補っておきたい。Kharakpur 領の Hangrove 郡について、「米または砂糖に適しないすべての土地は、商人たちと職人たちとの宅地地代以外は、何も支払わない。どの農民 (farmer) も家屋、庭園 (gardens)、植栽場 (plantations) のための土地をできるだけ多くとっている (takes) が、すぎなだけ多くなにかほかの作物を栽培していたのかもしれない (and might cultivate as much as he liked with any other crop)」。しかし、台地はほとんど完全に耕作されておらず (neglected)、地代をまったく支払わない。一方、適度に「地代を」賦課されている米作地はすっかり占取されている。これは地主がかれの土地に価値を認めなければ、他の誰もそうしない、ということのためらしい (A. Bh., p. 527) と觀察している。ほかにこのような記事はないのでこれのみで立論するのは危険ではあるが、前段の部分からは、家屋はともかく、庭園や植栽場とよばれる地目では耕種が何ら規制されなかったのに対して、稲や甘蔗の作付地では耕種の転換がきかなかったことを暗示している。このような農制は、一七五七年に Raja Daler Singha が稲と甘蔗の作付地の検地を行なった (ibid.) ことかふべし。地主側の「強制」による、という見方もできるかもしれないが、隣接の Rupanrayan 領では各「借地人」の保有地積が想像によって地

券に記入され、しかも地代決定は *hai-i-hasil* に拠っていた (註 23) ことから推察すれば、耕種選択に対する規制の主体はやはり農民集団の側にあり、これを基礎として検地がなされたとみる方がより妥当であろう。庭園や植栽場において、農民は、それらに投下されたより大きなかれら自身の労働と資本のゆえに、私的に耕種を選択することができたのである。共同体的な耕種規制は植民地体制下における商品作物の導入や、農村にかける階層構成の変動を通していには消滅するのであるが、初期にはイギリス側の農業政策との間に摩擦を生じた。一七八九年七月二十九日付総督府稅務議事録は、けし栽培のための前貸金を受けた農民が、「かつては別の諸法則の下で (under other laws) けしを産出した土地を耕作しなければならず、土地そのものを失なうことを選ばぬのなら、けしをよりよい作物にとりかえるのを禁じられていた」(H. R. C. Wright, *East-Indian Economic Problems of the Age of Cornwallis & Raffles*, London, 1961, p. 124) と記しているが、これは在来の規制と前貸による強制との両面を暗示している。

(25) W. W. Hunter, *The Annals of Rural Bengal* London, 1897, pp. 386, 387; M. E. M. Jones, Warren Hastings in Bengal, 1772-74, Oxford, 1918, pp. 260-261; N. K. Sinha, *op cit*, vol. 2, p. 85. など参考。

(26) Regulation VIII, 1793, Secs. 56-60.

(27) A. C. Gula, *A Brief Sketch of the Land Systems of Bengal and Bihar*, Calcutta, 1915, pp. 118, 120-122; R. K. Mookerjee *op cit.*, pp. 59-61. N. K. Sinha, *op cit.*, pp. 163-169. などを参照。

(28) B. Chowdhury 氏はこれを 'collective agreement' とし、検見 (measurement) に代ったものとみる (Bengal Past and Present, Ser. No. 140, p. 137.)。だとすれば検見にもとづく *bhaoit* の段階では 'collective' な要素はより支配的であったに違いない。また、一七九三年に Behar 県 (後の Patna, Gaya 二県) 収税官であった A. Seton は、農民が地券受給を拒む理由として、労働力の不時の減少によって地券所記の耕作が不可能となること、自然災害による作物不良の際には同じく地券

四 村落の首長について

前節では、地券 (lease) が農民の集団に対してかれらの間の主たる者の名に「等」を付して発給される場合のあることに、言及した。このような地券発給の基礎となった農民の「共同組織」の具体的なあり方については、Buchanan から証言を徴することはできないし、またヒンドスタン平原やパンジャブの一部にあった「村落共同体」の記述をもってこれに代えることはできないのであるが、かれの記録の中からは、農民集団の中で指導的な地位にあった者たちについてはあるていどの記述がみいだされる。私はかつて、地主による貢租徴収はかれが各村落に派遣するある

所記の地代額の完納を期し難いこと、の二点を挙げ、農民に対する妥協策として「村落に対し地代率を記入した一放の証票が与えられる」という様式が採られたことくに述べている。また地券授受を強行しようとした地方では、農民の逃散が起ったことをも伝えている。かれの観察見聞に誤まりはないであろうが、上述の理由による拒否だけでは、その証票が個々の農民に対してでなく村落に対して与えられたことは、充分には説明されないであろう。Seton は慣習法的には地代は生産物取量に比例すること、農民の土地占取権の不可侵性にも言及しているが、これのみでは 'collective agreement' の必然性は証言でき

ない (J. H. Harington, *op cit.*, pp. 425-426 n. 参照)。

十九世紀初期のビハール旭における地代と農民の土地保有とについて

種の役人とハ共同体V代表たる首長とのいわば協働によって行われる旨示唆したが、⁽¹⁾その時に依拠した Amini Report や John Shore の報告が主にベンガルにかたよりしかも一般化されているのに較べると、Buchanan の報告はビハールの特殊性をかなりはつきり把えており、首長についてのわれわれの理解をたすける所が多い。

Bhaugulpur 県についてかれは、「Behar (Bihar Subah) の借地人たちは一般にかれら自身の用事を、zaminadar たちの代理人たちに交渉して処理する。そして、共同体 (the community) の仕事全体を処理するためにある種の借地人頭 (a kind of chief tenant) が備われるのは、Saungfai (Santal) という蛮族の間と、県の Bengal (Subah) 地域のみである。…… Behar では、前述の如く、借地人層はより自信をもち、村落の首長たち (chiefs) は一般には廃止されている。ベンガル人たちはより内気であり、村落書記 (patwari) のような重要人物の前で話をする能力にめぐまれているのは mandal のみである。mandal がめいめいにかれの地主 (landlords) の前で不遜にも口をきくべきものとも考えられていない。だからどんな大きさの所領^{estate}にも、他の mandal たちの代弁者となる一人の mandal 頭がある」と記している。ここでは例によって「一般に (in general)」というあいまいな限定条件がついているのであるが、⁽²⁾ともかく Bengal Subah には地主側の地代徴収要員とハ借地人Vたちの間の交渉を行なうために mandal があり、Bihar Subah ではそれが廃止されていた、と観察されているわけである。考察の端緒を mandal の有無という地域差に求めて、農村構成の一端を探ってみた。

Bengal Subah に属する Purniya 県の Jemutabad および Urambar (Tangra) の二 Sarkar の概観の中で、Buchanan は全体 (the whole of the whole) がくく⁽³⁾の faraf に、一 faraf はまた「一なつて五の mauda、

まり農地群の集合 (collections of farms) に分割され、*taraf* には地代徴収要員としての *patwari* が所によつてはその属僚 *muharrir* とともに、*mauda'* には多つう一個所一人の *gorait* または *athpahari* が、それぞれおかれ、そして「たいていの地域では、これらの農地群の集合 (collection of farms) のひとつひとつに *mandal* がある。かれは借地人頭たち (*chief tenants*) のひとりであり、他の借地人たちのための代理人となつて、かれらと *patwari* との間をとりまとめる^(a)」と述べている。しかし同じ Bengal Subah にありながらも Haveli Purniya にかんする記述の中では、村落首長 (*chiefs of the villages*) *mandal* が必ずしも普遍的でない旨の言及があり、Purniya の Raja 家の所領では村落要員群 (*village establishment*) に首長はふくまれていないようである。随つて最初に挙げた記述の中で地域的な相違として扱えられた事態も実際には、*mandal* が「一般に (*in general*)」いないかそれとも「たいていの地域で (*in most places*)」みいだされるか、といつていどになつてしまふのであるが、その点は措くとして、*mandal* は自ら「借地人頭」であるとともに、やはり *mandal* とよばれることもあつたらしい他の「借地人頭」たちの代表者または統率者であつた、つまり *mandal* には上級 *mandal* と下級 *mandal* とも稱し得べき区別があつたことを、こゝで確認しておきたい。そして以下の行論上みすこしえない他の事例として、Sripur では「農民頭 (*a chief farmer*)」である *mandal* と書記 *patwari* とが個々の *mahall* におかれていたことを、つけ加えておこう。⁽⁷⁾

次に Bihar Subah に注意をむけるが、まず Purniya 県 Dharpur では「どの *mauda'* にも、貧困で無知な人々の仕事をとりまとめるために *zaminidar* によつて任命され、通常は読み書きのできる富者である、農民頭 (*a chief farmer* [*Mokuddum*]) がある」⁽⁸⁾と云が認められ、他に *patwari* などの存在が示されている。Bhaugulpur 県 Kharakpur 領は全体がいくつかの *cakla* にわかれ、それに *caudhari* または *cakladar* がおかれたが、この下に「*mugaddam* たち

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

つまり荘園監 (headmen of manors) と patwari たちとがあった。時には一人の mugaddam の下に二名の patwari がおかれることもあったが、patwari 一人の管理する範囲は通常二、三の「荘園 (manors [Mauzas])」に及び、別に「荘園」の広狭に応じて必要な数の pasban がいた。⁽⁹⁾ われわれはここでは mandal をみいださないかもしれないが、かわりに△首長△を表わす他の術語である mugaddam にいさあう。そして Dharpur の mugaddam は明らかに土地保有農民の一人であり、Kharakpur のそれも地位職責の履行に対する報酬がいわば村抱え的であることから、同じく△借地人△の一人であることは疑いない。しかも村落要員群については Dharnapur 郡の Nathpur でも Dharpur と同様とされるし、⁽¹⁰⁾ Kharakpur が既に広大な所領である以上、Bhaugulpur 県だけに限ってみた所で、△借地人頭△の一般的不在という認識には疑問がもたれてくる。そして mandal と mugaddam との異同も問われなければならない。以上を疑問を残した上で、ガンガー川を溯行してみよう。

Patna, Gaya 両県の村落首長の問題について、報告者は次のような概観を与えている。「ここでは通常 Mahato (mahito) または Jeth Raiyat (jeth ra'iyat) とよばれる各村落 (village [Mauza]) の首長 (chief) は、世襲制 (hereditary tenure) によってかれの職務 (office) を保有しており、土地の所有者たち (the owners) と結託して借地人たちを圧迫することはなく、概ねかれらの権益 (interests) を支持する。そしてかれはいささか教育のある富者であるので、貧困で文盲の人々が金銭上の決済をするのを (in settling their accomps) たすける。……いくつかの所領 (estates) では、mahito はすべての借地人たちのための一種の保証人であって、借地人たちの一人が去ったばあいに新しい者を採用するのはかれであり、土地の所有者 (the owner) はこの問題について自分で苦勞することはない。」⁽¹¹⁾ ここでは mandal や mugaddam という用語こそ現われないが、首長に相当するものは別の名称で存在する。Shahabad 県では、

「各 *maudā* の借地人頭 (a chief tenant) の職務は、多くの地域で、完全に廃止されており (has... gone entirely into disuse) *mahto* という術語も用いられない。しかしすべての大きなそしてちえのある (large and intelligent) 借地人たちは通常 *jeth ra'iyat* とよばれており、ふつうには貧しくて無知な隣人たちが金銭上の決済をするのをたすける。しかしかれらには法律上の権限 (legal authority) はまったくなく、同じ *maudā* にこの称号をもつ者が何人かいることがしばしばある。しかしながら *Arah* の近くでは各 *maudā* にこういう人間が一人しかおらず、今ではすべての特権収入 (*enolument*) を奪われているのだが、かれの職務は世襲される。Belout と Baraong とでは、*mugaddam* ということばは *maudā* の首長のために用いられ、そしてどの主だった借地人 (principal tenant) も *jeth ra'iyat* とよばれる。*mugaddam* たちがかつては給与 (*allowances*) を得たが、地主たち (*landlords*) がそれを奪ってしまった。しかしいくつかの地域では、地主たちは *mugaddam* たちに贈り物をしている」と、観察されており、前段では $\wedge$ 借地人頭 $\vee$ の不在という点は前掲の Bhaugulpur 県の事情を想起せしめるが、そのようなばあいにもなお *jeth ra'iyat* の存在がみおとされていないことは注目に値する。後段の *mugaddam* と *jeth ra'iyat* との相違は、一般化することはできないまでも、先に指摘した上級 *maṇḍal* と下級 *maṇḍal* との別を想起せしめるものである。

村落首長についての上掲の記事から、一般化された決定的な結論をひき出すことは不可能に近いが、いちおうの整理をするために次の諸点に注意しよう。第一は私がかりに上級 *maṇḍal* とよぶものと *mugaddam* とを、Buchanan は *maudā* の首長としていることである。これは、Amini Report の執筆者たちが *maṇḍal* と *mugaddam* とを *gāon* の首長として記述⁽¹²⁾、'Gentoo Code' の編訳者 N. B. Halhed が *mugaddam* を *pargāṇā* の長として把えこれを *puradhan* と等置しているかにみえるのと較べてみると示唆的である。また十八世紀末の地租制度の権威者 J. Shore は、首長

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

を *mandal* に限定してその職能を記述した。⁽¹⁶⁾ 第二は、*mauda* を英語におきかえるばあい、Buchanan はある時はそれを *manor* (manor) $\vee$ と訳し、他の場合には *village* (village) $\vee$ と訳し、また時には *collection of farms* $\vee$ という説明を施していることである。かれはこのほかに英語の '*village*' のみを用いることもあれば、ただ '*Mauza*' とのみ記すこともあるが、以上の異訳は注目されてよい。総じて *manor* $\vee$ を意味する *gaon* (*gāw*) と *mauda* とは、前者がサンスクリット語に由来する土着語であり、後者はペルシャ語を通して入ったアラビア語であって官用語・税制用語である、という以外は、実質的な区別は認められていないが、*manor* $\vee$ についておおよそ何ほどの定義ができあがるのはイギリス人が地租制度について地域的にもひろく年代としても長い経験を積んだ後のことであって、⁽¹⁸⁾ Buchanan の時代には *gaon* と *mauda* とが同義異語であるとしてもそれさえ積極的に認識されたものではなかった。⁽¹⁷⁾ 異訳の一因は抛るべき定義の欠如が、生ぜしめたものであらう。

ここで私はあえて次のような推測を試みたい。*gaon* と *mauda* との言語系統の差は、後者がムスリム支配とともに導入されている以上、少くとも地方によっては、社会構成単位の層差をも意味しているのではないか、というのが第一点である。換言すれば、*gaon* がいわば自然発生的な農民の集落あるいは集落群であるのに対して、*mauda* は「地代」徴収の目的をもって設定された行政村であり、地方によっては *gaon* と *mauda* とは一致する場合もあれば、また *mauda* とは行政上編成された *gaon* 群である場合もあったのではないか、ということである。Buchanan の異訳はこのように考えれば解決のつく問題であり、殊に「土地財産」の細分化されていた Patna, Gaya 県については、*mauda* を '*village*' と訳していることが、推論の証左となる。⁽²⁰⁾ 第二点は、*mandal* $\vee$ *mugaddam* との相違が、ごく大まかにいって、上記の *gaon* と *mauda* との差に対応するのではないか、ということである。つまり *gaon* には

住民の首長としての mandal が行政・農事その他の村落の行事の指導者として存在し、mauda' にはもっぱら行政的な目的のためにそこに編成された gaon の mandal のたちの一人を、上級 mandal または mugaddam として任命した、と私は推測する。いかなる条件が mandal の語を保持せしめ、また mugaddam の名を選ばしめるかは、ほとんど不明であるが、初期の観察者である N. B. Halhed が mugaddam をより上級の行政単位の長としていることや、Buchanan が Sripur の例として mahāl⁽²³⁾ に mugaddam の存在を認めていることは、この推測をいくぶん裏書きするものとみてよい。自然村落と行政村落とが一致する所では、mandal に下級と上級の別は起り得なかったであろうし、mandal が mugaddam と区別される必要ももとよりなかったであろう。

さて以上のように、gaon から maula' が行政的に編成され、それに伴って mandal たちの間から上級 mandal もしくは mugaddam が任命されるという推測は、むしろ mandal をして mandal たりしめていた条件への問いにわれわれを導く。村落の首長あるいは△借地人頭△の職務または属性とされているもののひとつはいわゆる△共同体△の事務処理であって、その主要部分が「地代」の徴収と上納とにあることは、いわば常識となっている。そしてそれ故にこそ村落の首長は税制文献の上で地主側の役人^{オライフル}と規定される一面を具えていたのである。しかしながら、「地代」の徴収と上納とが村落内の住民を下僚として用いることなく、地主側の收納機構のみをもって遅滞なく行ない得るとすれば、もはや△共同体△の事務処理のための、換言すれば地主側の役人^{オライフル}としての首長や△借地人頭△は、当然不必要となる。そしてそのような役職に就く可能性をもったであろう人々、ならびにかれらと同等の経済的な地位と社会的身分とを具えた人々は、jeth rāyāt として現われてくる。かれらはもはや末端の「地代」徴収吏ではないが、依然として村落△共同体△内の自主的な指導者としての地位・役割を確保しているわけである。そして△借地

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

人Vたちは各個に地^{ザミンダール}主側の末端要員と接触するに至る。私はこの jeth ra'iyat たちが自然村としての gaon のまさしく△共同体V内部の支配層であり、農民集団に対して発給される地券の筆頭者ではなかったか、という考えに傾むくものである。jeth ra'iyat がひとつの mauda' に二名以上現われる例や、地券がひとつの mauda' の二、三名の△借地人Vたちに発給される例は、gaon と mauda' とが地域編成の層差をなす場合に、一村落に一名の jeth ra'iyat がいる例と一村一地券の例とは gaon と mauda' とが一致せしめられている場合に、それぞれ適合した事態であるとなされるからである。Bihar Subah における△共同体Vの事務処理者つまり末端の「地代」徴収吏としての村落首長職の廃止が、いついかにして起ったかは、今の段階では確言できないが、地主の所領の狭小化・細分化がかれの「地代」徴収機構の末端村落との直接的接触を可能にしたことが、少くともその一因をなしたであろうことは、推察してよいであろう。そうだとすると、植民地支配下に強行された malik 層や ghatwal 層の解放も、この現象の動因として理解されうる筈である。

ともあれ、私は、Buchanan の雑然たる観察記録を、以上のような構図の中に読みこんでみたいと思うのである⁽²⁴⁾。そして、rent' や tenant' と同様に、village' も複雑な事実関係を行政的便宜のために単純化し遮蔽したのではないかを問うてみたいのである。

(1) 拙稿「永代定額地租査定以前のザミンダールについて(下)」(『東洋学報』四二—三) 一〇六頁、「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層(Ra'iyat)について」(『史学雑誌』六八一—一〇) 二八、二九頁参照。

(2) A. Bl., p. 463. なおこゝで「共同体」と訳した、the com-

munity' は、もちろん歴史的・所有関係的範疇としてのそれではなく、漠然とした意味あいのものである。community' を「共同体」と訳すために史料中の用語法と、それ自体すでに定義の一種でない学術用語とが混同される場合が多いので、いちおうことわっておきたい。

- (3) A. P., p. 474.
- (4) A. P., p. 492.
- 5) A. P., p. 512.
- (9) この差異には後述する Buchanan 自身の把握の混乱も与っているのであるが、地理、農制、血縁関係などのさまざまな要因との関係において個々の場合に *manḍal* の不在の原因が検討されるべきであらう。しかし Buchanan をもくめて当時のイギリス人の観察者にそれを期待するのは、むりな話である。
- (7) A. P., p. 497.
- (8) A. P., p. 504.
- (6) A. Bl., pp. 535-536.
- (10) 貨幣地代の場合は総額の三・一二五割、生物地代では穀物総量の二・五割であり、村落民の地代負担を基礎に計算されている。地代免除地をもつ *mugaddam* もいたが、これはかれの本来の保有地が税法上このように処理されたものである。その他には地主側から特に給与として受けるものはないらしい (A. Bl., p. 536. 参照)。Dharpur の場合も「賃金 (wages)」ではなく「課徴 (charges)」の免除というかたちでしか報酬は支払われなう (A. P., pp. 504-505).
- (11) A. P., p. 508. 上欄個所で Dharpur となっているのは明らかに Dharpur の誤植である。

北大文学部紀要

- (12) A. B. P., ii, p. 568.
- (13) A. S., p. 350.
- (14) R. B. Ramsbotham, *Studies in the Land Revenue History of Bengal, 1769-1787*, Oxford, 1926, p. 108. (前掲拙稿「史学雑誌」六八一〇・二五—二六頁参照) Amni Report (原本は Amien Account といふ、British Museum に三巻の手稿本として保存されている。Add. Mss. No. 29086-29088 がそれである) はベンガルの土地制度と地租制度とにかんする最初の体系的記述および統計資料からなるが、この報告が提出されたのは東インド会社による直接統治の開始から満六年にみたない時期であり、しかも Amni Commission の結成から報告提出までの期間がわずか一年五ヶ月 (B. B. Misra, *The Central Administration of the East India Company, 1773-1834*, Manchester, 1959, p. 122.) という点からみても、錯誤とまで行かないにしても相当の限界があるのは当然であらう。私はここでは、かれらが *manḍal* と *mugaddam* とが何らかの意味で異なる制度であるともまた明らかに同義異語であるとしていない点に限界をみるのであるが、*maṇḍa* でなく *gaon* の首長が把握されている点に注目した。
- (15) Anonymous, *The Zemindary Settlement of Bengal*, vol. I, App., p. III. (前掲拙稿「史学雑誌」六八一〇・二七一—二八頁参照。

十九世紀初期のビートル州における地代と農民の土地保有とについて

- (9) J. Shore's Minute, 18. Jun. 1789, para. 242.
- (17) B. H. Baden-Powell, op cit., vol. 1, p. 21, vol. 3, pp. 600 b, 613 a; do, The Indian village Community, etc., London, N. Y., & Bombay, 1896, (Reprint, New Heaven 1957), p. 74. 参照。
- また H. H. Wilson, op. cit. の grāma (pp. 288 a-290 a.) へ mauza (p. 531 b) の項をも参照。
- (18) 当局者の定義によれば mauḍa' とは「税務関係諸記録の中で別個の名称をもつ、かつ境界の知られた、一団あるいは数団の土地 (a parcel or parcels of lands)」である旨 Wilson は紹介している (H. H. Wilson, op cit., p. 531 b) が、かれは術語集の初版は一八五五年のことである。Baden-Powell は〈村落 (village)〉が常に「一個所にかたまつた一群の諸土地保有 (a group of landholdings aggregated in one place)」であり、その地域には「または二以上の住居群 (group of dwellings) があり、それに共有の井戸、墓地、放牧地などが付帯している」と説明し (B. H. Baden-Powell, The Land-Systems, etc., vol. I, p. 21) ちやうど住民の間には一定の縁故関係と政治的連帯 (union or bond of common government) とがあることを加えている (op cit., p. 97)。¹⁾ かれはこのような〈村落〉が税制用語として mauḍa' であることを、重ねて強調している (ibid., n. 1)。²⁾
- (19) 有名な「第五報告書」は Buchanan の調査旅行中に出土ものであるが、その Glossary 中に「GRAM」は「a village」である、MAUZA は「A place, a village」、village になら (Firminger, (ed.), Fifth Report, Glossary, pp. 19 b, 30 a.)。そして「village」自体はこの報告書のうちふつと Fort William 関係では「漠然たる概念で用いられていたようである」。
- (20) 地勢学的な条件が集落形成に不利な地方における行政村形成の過程は、以上の推測にかなり有力な示唆を与えるものである。Baden-Powell は自らの定義するような村落集団を欠く地方でも行政村は存在する旨を、かなり豊富な事例から説明している (B. H. Baden-Powell, The Indian Village Community, etc., 1896, Reprint, New Heaven, 1957, pp. 57-65.) が、地域や時代の隔りを考慮に入れても、なお、そこに示された傾向は本稿に充分参考となるものであった。また私が英国留学中に閲覧した税制文書の中には、一つの mahal を構成する mauḍa' の数が過半数で示されている例が少からずあったが、これは ba'di zamin のためばかりでなく、一つの mauḍa' から「地代」を取得する者が複数である場合のあったことを示している。つまり一つの mauḍa' が二つあるいはそれ以上の mahal に属する場合もあったわけであり、これから類推すれば一つの grāṇa が二つまたはそれ以上の mauḍa' に分割されて含まれた場合もあったかも知れない。

またこの関係で、*mauda* を「農地群の集合 (collection of farms)」とする Buchanan の説明を想起しよう。イギリス人の解釈では、*zamindar* は土地所有者であり、*ra'iyat* はその借地人であつて、永代定額地租査定はそのような解釈を前提とした制度であつた。かかる解釈の下では土地保有農民はイギリス社会の借地農業者 (*farmer*) に擬せられる。事実 Buchanan 自身も *tenant* と *farmer* とを代替しうる意味において用いている場合がある。このようにイギリス人によつて解釈された *'farmer'* の借地農場 *'farm'* が、実際には個々の *gion* の耕地である。かかる意味で *mauda* は *'collection of farms'* であつた。「某等」に発給される地券の筆頭者を *'farmers'* の代表者とする *'farm'* が、報告者の思考のの中に好在するのであらう。

(21) Wilson は Purniya では「尊敬すべきシェードラ (respectable Sudra)」のありふれた称号として、*maṇḍal* を用いると伝えている (H. H. Wilson, op cit., p. 517 b.) が、これが Buchanan 以前に在いてもそうであつたとすれば、混同をさけ権威をもたせるためにも *mauda* の首長は *mugaddam* として区別される必要があつたであらう。Baden-Powell は *maṇḍal* に *'headman'* という説明しか与えていない (B. H. Baden-Powell, The Land-Systems of British India, 1892, vol. 1, p. 676; vol. 3, p. 612 a.) のであるが *mugaddam* にについては「殊に所有者 (proprietor) とみなされない場合、または往時支配者や土

侯 (a chief) が自分だけを唯一の所有者とみなした場合の、村落の首長 (the headman)」(op cit., vol. 3, p. 615 a.) と解説している。この規定が妥当ならば *malik* の領有する村落では、首長は *mugaddam* であらう。しかし H. H. Wilson, op cit., pp. 557 b-560 a. の解説からは、Baden-Powell を全面的に支持するとはできない。Fifth Report (Firminger's edn. vol. 3, Glossary, pp. 31 b, 34 a.) では *MOCUDDIM* と *MUNDUL* とに差を見出し難い。なお Baden-Powell は「もともと初期の時代から、開墾と耕作のために家族によつて占取される地片におけるはかは、いかなる所有者的権利 (proprietaryship) の觀念もたどることのできない村落」に対しては、「上級所有者権 (overlordship)」の成立する傾向があり、「上級所有者権」者の子孫たちが分家ごとに *maṇḍal* を称するのであるが、「ただ一人が、あるいは村落の下級分區 (sub-divisions) があれば二人またはそれ以上が、正式の首長 (official head)」である」という説明を加えている (opcit., vol. 1, pp. 676-677) が、一定の地域に散在する *maṇḍal* たち相互の間に、どの程度まで血縁がたどれるか、またすべての *maṇḍal* を常にこのようなものとして把握し得るかにについては、疑問が残される。しかし、もしこの Baden-Powell の仮説が妥当なものとすれば、下級 *maṇḍal* 群からの上級 *maṇḍal* あるいは *mugaddam* の起用が、たんなる「政府」や *Rāja*, *Zamindar* などの側からする行政的な行為に

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

とどまらず、地域社会・上層の血縁組織によっても規定されていたとの推測が許されよう。

- (22) *pargaṇa* はいくつかの村落を含む行政単位である所からみて、この場合には一つの *pargaṇa* のうちには当然数名の村落首長 *maṇḍal* があつたわけである。なお、*Halhed* が *mugadān* と等置したかにみえる *pradhan* は、*Baden-Powell* によれば、この語が「旧機構には属さない俄分限の首長を本当には示すものでなく、官側の介入と自分の富ならびに影響力とによって、その地位を得ているものを示すか否か」が、諸方で疑われていた (*op. cit.*, vol. 1, p. 676.) としたが、かれ自身は回答を与えていない。A. C. Ganguli と N. D. Basu は「ベンガル借地人法」をめぐる判例をひいて、ヒンドウの制度における *pradhan* (◇ *pradhan*) の大半がムスリムの制度下では *mugadān* にあつた」と伝えている (N. H. Wilson, *op. cit.*, p. 559 a-b.)。

- (23) このことばの意味も多様であるが、税制用語としては、「個別的に租税を賦課せられる一団もしくは数団の土地 (any parcel or parcels of land which may be separately assessed with the public revenue)」と定義を附けた (H. H. Wilson, *op. cit.*, p. 500 a. そつに記載されている Purniya での用語例は、*Sripur* のそれとはまったく異なるものであり、ここでは問題にならない)。なお *Ganguli* と *Basu* とは、*mahal* と

maudā とは厳密に区別すべき旨を注意しているが (*op. cit.*, p. 531 b.)、*Sripur* は *mahal* が数個の *maudā* をふくむ例であつて、*maudā* が数個の *mahal* に分属している例ではない。

- (24) 以上の推測を念のために今一度整理しておこう。私は最初に自然村落としての *gaon* をおく。*gaon* 自体はすでにその中に社会的身分構成と経済的な階級構成とをふくんだ社会であることは前稿「十九世紀初期のビハール州における *Ra'iyat* の階層構成」(『北大文学部紀要』一三一)でも述べたが、それはなお基幹成員たる土地保有農民層の間における一定の「共同組織」の存在をもつて特色づけられる「共同体」でもあつた。この「共同体」の支配層が *jeh ra'iyat* である。このような *gaon* が *raja* や *zamindar* などの「上級所有権」によつて把握される、そこに当然「地代」収納機構の設置が要求され、ある場合には *gaon* がそのまま「地代」台帳上の *maudā* となり、他の場合には隣接する複数の *gaon* をあわせてひとつの *maudā* を編成した。第一の場合に、「地代」収納が「上級所有権」者側の派遣配置する要員のみをもつて遅滞なく行なわれれば、あるいは後になつてそのような体制が確立すれば、*jeh ra'iyat* は「共同体」内的な支配層にとどまるが、そのような体制を欠く時は、かれは「上級所有権」者の「地代」徴収の末端要員となつてその支配機構にくみこまれるとともに、「共同体」外への代弁者としての機能をも獲得する。かくして *maṇḍal* が発生する。

mandal は条件次第では mugaddam とよばれるかもしれない。第二の場合は、個々の gaon の jeth raiyat たちはその地位にとどまるか、あるいはそれぞれの gaon にかんする限り mandal となるかであるが、ともあれかれらの一人は mugaddam または上級 mandal となつて、nauda 全体を通じての「地代」徴収機構の末端要員と対外代弁者の地位を獲得する。二つの場合を通じて、mandal や mugaddam の称号・地位・職務・特権収入などが、△上級所有権▽者の支配体制内におけるある種の身分を意味したのである。ともかく以上はあくまで行政村落の形成につ

いての仮説であつて、これが歴史的過程であるとか gaon は常に自然村落だとかいうのではない。行政村とその首長とはムスリム時代以前からあったものである。なお maho については一切述べなかったが、私はこれを mandal と同様のものであるとみなす。以上のような△村落▽についての仮説は、W. H. Moreland がインド的語義における 'village' をイングラランドの 'civil parish' に擬らえて云々としている所からみても (Cambridge History of India, vol. 4, p. 451.)、大きくは誤らないものと思う。

五 むすびにかえて

在地の地代制度と農民の土地保有の様態とに關する、Buchanan の記述をまとめてみると、前三節のごとくになるのであるが、インド社会自体が既に、地代形態の転化ならびにそれに対応する農地の部分的な私有財産化とあるていど集約的とみられる利用、といったいわば自生的な発展の要因を内在させていたことは、以上の記述から明らかである。それとともに、行政制度としての村落首長の廃止や変則的な地券の発給という、植民地支配の効果とみられる現象もあるていど看取される。つまりかれの報告には在来の制度と外来の変動とがないまざったかたちで記されているわけである。本節ではこの後者の側面について些か補足して、全体のむすびにかえたいと思う。

地代の転態は、この影響によつて促進された變動の、おそろくもつとも重要なものであらう。具体的な例は Shahabad 県 Arach 郡について、永代定租制実施の当初には「けしについて以外は貨幣地代は支払われていなかった。今で

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

は米以外はすべて貨幣地代を支払う。米は作物全体の十分の四をしめるであろう⁽²⁾ということしか述べられていないのであるが、Buchanan によって生産物地代がほとんど行なわれていないと報告されている Purniya 県が、一七九〇年ごろの資料からはなおそれをとどめているごとくであるのは、やはり転態が二十年の間にかなり進行したことを示している。その実状は既述の状況から判断すれば、同じA分け前Vの原理の内部での転態、つまり hasto-budri, haili-hasil⁽³⁾ への移行であったと思われる。

所で地代の転態という現象は、一般的に考えて、農作物の商品化の進行や商品作物の導入という現象と併行する筈のものである。しかし現在までの所、この時代の農作物の商品化率や商品作物の普及については統計的な研究は皆無なので、詳しいことはわからないが、東インド会社の政策としてはクライヴの時代からアヘンの専売に伴ってけしの栽培のための前貸金が農民に半ば強制的に提供され、あるいは一七八八年から棉・タバコ・桑の栽培状況を調査してその奨励策を検討しており、一方イギリス人の私企業家によるインディゴ植栽業も十八世紀末から進出していたのであるから、植民地支配の影響の下にいわゆる商業的農業が徐々に従前以上の規模をもって進行しつつあったことは疑いない。前掲記事は、Arach 郡において技術的にA分割Vしにくい作物が増加してきたことを、示唆してはいないであろうか。しかも植民地支配はたんに商品作物の栽培を普及させたというにとどまらず、それに伴っていわゆる商品経済の農村への浸透、農村内部への商人的利害の作用を、より活潑化したと思われる。Buchanan の記録のみからでは確実な結論に到達することはできないが、なお一般的な傾向として、特産物のためのあるいはその他の前貸金の類が農民層のある部分を把えるに至り、それが高額の地代負担や高利率と相まって農民の階層分化を推進し、十九世紀後半に至って大きな政治問題ともなってくる農民負債の現象を胚胎せしめつつあった⁽⁴⁾。しかもこの経済社会的変動

が、地租収入の確保を至上の課題とする会社政府の立法措置によっても、強力的に促進されたものであったことは、殊に重要である。地代転態の過程は、これらの諸事件から少くとも孤立したものではなかった。

それは以下のようなことを意味する。地代形態の展開は断に述べたように、*agor* から *danabandi* を経て *hast-o-budi* または *hali-hasili* という径路を踏むものと想定されるが、その *hast-o-budi* あるいは *hali-hasili* から *thika* あるいは *mugarrati* への発展については、理論的に可能性を想定する以上のことはできない。既述のように後者は特定の地目に適用されるものであったが、これらの地片には、たとえば井戸水灌漑が示すように、一般耕地に対するよりもより大きな資本と労働とが投下されており、そこでは随って農業生産力の上昇もみられたであろう。それがおそらく条件となつて、それらの地目については、 $\wedge$ 共同体 $\vee$ 的な所有と管理からの私的なその析出ともよべる過程がみられた。しかしながら、植民地支配はインド社会のかかる内発的、自生的な発展を阻止する方向に作用したのであり、地代転態の初発の段階にお残つた $\wedge$ 分け前 $\vee$ の原理は容易に揚棄され得ず、かえって後年まで *bhaoli* を残す結果となつたとみることができる。一七九三年第八条令の地券発給規定が事実上空文化したことは、従来 Cornwallis 總督の在地慣行に対する無知と安易な立法依存主義の破綻、および地主、農民両者のいわゆる '*fraud and chicanery*' を示すものとして説明されてきたが、はたして十全の解釈といひ得るであらうか。Buchanan の報告が示唆するように、個別的地券授受が、自然条件を利用し、あるいはより多くの資本と労働力との投下によつて、農業生産力の上昇をみた土地に概ね限られるとするならば、かかる物質的ないし経済的条件を欠く所に、法的形式の完備は期し難いこととなる。地券発給規定空文化の背後に、在来の農制と、植民地体制の然らしめた農業生産力、農村社会全体の停滞とをみるのが、できるのではなからうか。

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

- (1) A. P. B., ii, p. 555.
 - (2) A. S., p. 356.
 - (3) B. Chowdhury, op cit., 'Bengal Past and Present', Ser. No. 140, p. 145.
 - (4) インディヤ植裁業については、もしもたう、H. R. Ghosal, *Economic Transition in the Bengal Presidency (1793-1833)*, Patna, 1950, pp. 80-83, 84, 88-90, 96-98, を参照。インディヤと並んでビハール州の特産物として重視されていたが、けしの栽培とそれをめぐる政策とについては、N. K. Sinha, op cit, vol. 1, Calcutta, 2nd edn, 1961, pp. 200-220; H. R. C. Wright, *East-Indian Economic Problems of the Age of Cornwallis & Raffles*, London, 1961, pp. 107-109, 114-115, 124, 125-126, 136-141, 145, 151-155, 160-165, を参照。ただし、イギリス側のこれらの一種の農業政策がインド農民の経済生活に具体的にどのような影響を与えていたか、という問題は、今までの所詳しくは検討されないできており、上掲書もその点については記述がきわめて乏しい。
 - (5) Purniya 県では穀物、牛乳、バター、まゆ(絹)、インディゴなどのため前貸が、会社政府、インディゴプランター、在地の商人と富農によって行なわれ、かなりの農民が負債におちいり、かつ前貸金なしには農耕を継続できないほどであったという。但し人口増加と生産の減退という当時数年の事情のため、
- めに、〈借地人層〉が特に債務に苦しむというほどではなかったら (A. P., p.p. 435-436)。Patna, Gaya 二県でも、甘蔗栽培に対しては地主が前貸を行なっていた (A. B. P., ii, p. 525)。在来の takavi は Shahabad 県以外では、概ね新米の入植者に対して与えられていたようである (A. P., p. 436; A. B., p. 462; A. S., p. 338)。なお当時の商人の活動については Buchanan の観察は、他日稿を改めて検討したい。
- (6) Buchanan は Purniya 県以外では、前貸金制度はあまり普及しておらず、負債に苦しむ傾向も少ないように観察している (A. B., p. 461; A. P. B., ii, p. 551.) が、少くとも特産物のためであるにせよ入植者のためであるにせよ前貸が行なわれる限り、それを受ける農民が貧困化し他に依存従属せられる傾向があった。かれは付録として、A、地代を自分のてもち (stock) から支払う農民 (farmers)、B、地代を支払うために現金 (ready money) を借りる農民、C、地代を支払えるようにするための作物に対する前貸金 (advances on their crop to enable them to pay their rent) をうけとる農民、D、年々負債を増加する農民、E、耕作を補助するために地主から前貸金をうけとる農民の五項目について、それぞれの人口中にしめる比率を郡別に表示している (A. P. B., ii, p. 764; E. I., i, App. p. 52. 但し他二県については手稿本にもこれを欠いている)。右の分類のうち C と E とは実際にどう異なるものかあいまいであり、また D

	Patna 市	Patna 県	Gaya 県	Shahaqad 県
A	68.8%	17.2%	31.7%	13.5%
B	31.2	51.6	44.3	37.4
C		31.3	18.9	48.0
D		ほとんどなし	6.8	1.2
E		3.1	8.1	15.7

はB、C、Eのある部分をもふくむ筈である。ともあれこれと表示すると次の表のようになる。これはもちろん概数にすぎないが、注目されるのは地代支払いのための負債者が多いことである。△作物の分割から生ずる地代√のうちの agor と dana-bandu との比率や、農作物の商品化率や農産物市場の構造の不明ないま、納得のいく結論は下しがたいが、自己の取入源のみをもつてしては地代を納入できない農民がかくも多いということは、さしあたり金納地代の負担が高額のものであったことを示すものと理解できる。また前貸金に対する利率は、Buchanan の報告の範囲では、入植者に対する年間利率一割二分五厘 (A. Bh. p. 402) が最低で、その他は月利率二分 (A. B. P., ii, p. 551) の二分一厘強 (A. Bh. p. 462) これは地代支払いのためのもの) などであり、Purniya 県では穀物の出率の利息が一収穫で二割五分から五割にもなっている (A. P., p. 436)。Patna, Gaya 二県では負債の程度は軽微であり、債務者は適当に価格がつくまで作物をねかせよう (A. B. P., ii, pp. 551-552) ように述べられているが、

そうだとすると単利にして年二割四分の債務の返済が容易であったとは思われないし、それだけの余裕のある者がどの程度いたかについても疑問が残る。高利もまた負債農民の数を大きくしつつあったとみるのが、妥当であろう。農民の間から *grhashta bepari* を生じ、それがより貧困な農民にかねを貸しつけることが行なわれていた (拙稿「北大文学部紀要」一三一、註38参照) ことから考えても、富農と貧農との懸隔が増大し、前者が後者を債務によって従属させる過程が進行していたとみることは失当でない。

(7) 一七九三年の第十六条令以来、地主およびその地代徴収請負人に対して、地代を滞納した農民の動産を差押えこれを競売に付して、滞納額の弁済にあてる権限が与えられており、差押物件は農器具、役畜、種穀にも及んだ。地代滞納者動産処分法として著名なのが、いわゆる '*Hafum*' (一七九九年第七条令) であり、その動産差押条件を緩和するとともに地主の一方的な地代引上げ権を認めたのがいわゆる '*Panjum*' (一八二二年第五条令) であるが、Buchanan はこれからの動きについては具体的に何も述べていない。しかしかれの調査旅行当時 Purniya 県収税官であった G. Suttie は、一八一一年十一月二十九日付の税務局あて書簡の中で、地主の地代滞納者動産差押権が農民収奪の手段を用いられていたことにふれており (Selections of Papers from the Records at the East-India House, relating

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

to the Revenue, Police, and Civil and Criminal Justice, under the Company's Governments in India, vol. 1, London, 1820, p. 249) 'Bhaugulpur 県収税官 F. Hamilton も同年九月九日付をもつて' 'Hafun' 発動の効果についてかなり詳しく説明している (op cit, pp. 222-223). F. Hamilton に拠ると、差抑えられた農民の動産は安く買叩かれ、時には名ばかりの競売によって地主やインド人下層官吏に着服されたこともあったのであり、おそらくこのようなことのために、一人の農民が地主に一〇ないし二〇ルビーの債務を負っていた。またかれは、差抑の権限が地主による富農層収奪のために殊に行使された点を注意している。差抑財産の処分によって、地主や胥吏の致富がもたらされただけでなく、それを通して農民層の階層分化が進行したであろうことも、想像に難くあるまい。なおこの時代の農民地権に関する諸立法とその効果や意義については、別稿をもつて扱いたい。J. E. Colebrooke, Digest of the Regulations and Laws, enacted by the Governor General in Council, etc., vol. 1, Calcutta, pp. 197-212; J. H. Harington, op cit, vol. 3, pp. 514-562; B. H. Baden-Powell, op cit, vol. 1, pp. 632-638; A. C. Guha, op cit, pp. 125-128; R. K. Mookerji, op cit, pp. 61-63; Ranajit Sinha, The Law of Landlord and Tenant, Bhagalpur, ca. 1958, pp. 72-76; N. K. Sinha, op cit, vol. 2, pp. 175-176. なまを参照せられ

い。

- (7) とりあえず要点のみ述べる。発展阻止の要因としては、ザミーンダリー永代定租制が施行された地域では、地主の地代収取に、一八五九年のいわゆる 'Occupancy right' の制定までは実質的な限りの法的制限も設けられず、しかもその権利を与えられた者も極めて少数であったため、農民の地代負担は総代として累増し、しかも収租権転貸の重層化がこれをさらに促進したこと、そのための農村内部における農業改良資本の蓄積が阻止されるとともに、農民負債の累積を招いたこと、'Pax Britanica' の余恵として増加した人口は、民族工業抑圧政策の前に農村に滞留せざるを得ず、これが土地獲得競争を通じて農民保有地規模の零細化、地代の高騰をもたらしたこと、いわゆる自由貿易政策の名の下に商品作物の栽培と〈本国費〉支弁のための食穀輸出とが奨励される反面、勸農政策にはとんと採られなかったこと、等々を挙げることができであろう (全イハの問題等は、B. M. Bhatia, Famines in India, a Study in some Aspects of the Economic History of India [1860-1943], A. P. H., 1963, 6 p. pp. 18-26, 32-34, 50-51, 104-110, 130-131. なまを参照)。
- (8) Gaya 県では一八八四年になが土地の八割が bhaoli となつて (Report on the Rent Bill in 1884, quoted in, B. H. Baden-Powell, op cit, vol. 1, pp. 602-605. 参照)。

補記

本稿の第二・三節において扱った *nagdi* の二つの様式は、Bihar のみでなく Bengal でもまた Uttar Pradesh でもみいだされたものである。W. H. Moreland は英領に先行する時期のドレープで行われていた地代額の決定基準を、'soil-rate', 'crop-rate', 'lump rent' の三つに分けて論じているが、このうち 'soil-rate' は Buchanan の報告する *ihika*, *mugarrari* に、'crop-rate' は *hast-o-budi*, *hal-i-hasil* に、そして 'lump rent' は Buchanan が *mugarrari* に誤って解消したところの、荒蕪地開発の場合をふくむ地代徴取請負に、それぞれ該当するものである。以上からもこの地代制度が、ヒンドウスタン平原からベンガルにかけて普遍的なものであったことが確認される。

ところで、それではこのような地代制度がいついかにして成立したかという問題が、当然のことながら提出されるであろう。私は今のところこの問題に解答する準備をまったく持たないのであるが、いちおうの示唆を試みておきたい。一般には、これらの地方の土地と地租制度にはアクバル帝の時代の施策の影響があると考えられているのであるが、W. H. Moreland の研究に徴してみても、アクバルの規則はかれ一代の間しかも主に北インドの五州のうちの直轄領において主として行なわれたものであった⁽³⁾。しかも、中央政府の方針がはたして個々の村落の内部にまでどのくらい貫徹したかは、さほど明瞭ではない。最近、十九世紀初葉の

Uttar Pradesh の農制と地租政策とについて研究した S. C. Gupta 氏の説では、ムガル時代における *zabt* 制度、*nasq* (*nasq*) 課税方式、食穀価格を基準とした定額貢租の制度、荒蕪地に適用される *rasad* 課税方式、それに農民の社会的階層や身分に対応したいわば上層下厚型の差別的賦課が、一方では既存の村落共同体の秩序を維持するとともに、他方では各階層の農民間の負担を均等化するものであるとし、それらの貢租政策が国家の収取額を制限することによって農民に剰余利潤取得の機会を残すということを併せ考えて、結局これらが△経済成長△^{ヒンダウ・ナワス・インフレーション}の誘因として採用された政府の課税政策だった、としている⁽⁵⁾。

大約以上の如き Gupta 氏の所説は、まずそれらがはたして△経済成長△政策であつたか否か、そしてそれらが意識的な政策があつたとしても、一体いかなるいみで意識的であつたのか、といった疑問に当面するであろうが、何よりも問題となるのは氏の論拠がいまいなことである⁽⁶⁾。*zabt* は Moreland によればアクバルの治世の前半期までしかその実施をたどりえないかの如くであり、*nasq* について Gupta 氏は I. Habib 氏の業績を引用しているものの如くであるが、Moreland の *nasq* 論は顧みられておらず、随つてこの制度の理解は両者相異なる。しかも中央政府の一般的施策に関する限り、Moreland は *nasq* の実施をアクバルの治世十五年以後には下らせない。食穀価格を基準とする定額貢租はまったく典拠のない議論であり、農民の階層に準じた差別

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて

賦課は英領期のイギリス人官吏の記録によつて論じられている。¹⁹⁾しかもアクバルの規則は十七世紀に入ると廃れ、アクバル帝時代には原則的には禁じられながらも実際には収税官の裁量によつて行なわれていた一括課税が常則となつてくるのであり、しかも全体の情勢としては Cupa 氏の挙げるいわゆる中間者層の成長のほかに農民叛乱の発生を考慮しなくてはならなくなるのであるから、アクバルの死からイギリス支配までの二世紀を展望しえないという点でも、氏の所論には不満を感じるのである。一般的には作物別に定額貢租を賦課したアクバルの政策が、*hast-o-hadi, hal-i-jasili* 方式の原型となつたという解釈はできるであろうが、*inika, mugarrari* の形成を説明するためには、国家の貢租政策以外の要因、つまり農民経済の動向とそれに伴う農村社会内部の変動とが、こんごの課題として分析さるべきであろう。ともあれアクバルの規則が、*'intact'* のまま英領期までもちこされたとは考えにくいのである。⁽²⁾

さて、Moreland が、*'crop-rate, 'soil-rate'* について述べているのは十八世紀の北インドを扱った章節においてであるが、重要なことはこれからの地代率が少くとも直接的に *Raja, Ta'alluqdar* あるいは請負人の如きいわゆる中間者 (*intermediaries*) によつて決定されたものではないらしい、ということである。²⁰⁾ Moreland によれば、北インドでは、貢租は中間者から個々の村落の首長に対して一定の金額として賦課されたのであるが、この貢租負担の

個々の農民あるいは耕地へのわりつけは中間者自身が行なつたものでなく、これを村落内部の自治的調整に委ねたかの如くである。²¹⁾ Moreland は北インドについて述べているのであるが、かれの描く貢租収納の像は、Buchanan の報告する農民集団に対する地券の発給——しかもそれさへ普遍的ではない——の状況とかなり近似した印象をわれわれに与える。私はいかれの報告する地代制度と農民的土地保有とのあり方が、前時代の村落に対する貢課の一括賦課方式と密接なかかわりのあるものと考えたい。無地券あるいは集団地券の様式の下では、けだし地主Ⅱ中間者はかれ自身の当年の賦課額以外のことは知るわけがないのであり、まして個々の農民の保有地積や貢租分担額を知ることにはなかつた筈である。分担額を完納できない農民があつたとしても、それは地主Ⅱ中間者で察知する以前に、他の農民によつて、より具体的には農民の「共同体」によつて補完され、滞納農民の土地占取は事なきをえたものであらう。

貢租の賦課方法が Moreland の述べる如くであるとすれば、その村落内部における配分はいかなる考慮の下に行なわれたであろうか。十八世紀のインド農村社会史がほとんど空白である現在の段階では、推測をめぐらせるほかにこの問題に接近するてだてがないが、第一に考えられることは、地主Ⅱ中間者層の収奪に対抗して全体としての農民団体あるいは農民の「共同体」を維持継続せしめることが、農民側の関心事であつた、ということである。

そしてこれは農村社会内部における賃租負担の均等化への試みとして、具体的には土地の肥沃度や作物の種類つまりその価格の高低にあるていど比例した地代決定の様式として、現われてくるのではないかと思われる。第二には、以上とならんで、既にあるていどの階層分化を生じていた農村社会内部においては、負担の均等化と同時に、あるいはそれにもかかわらず、相対的には上層農民の負担を下層農民のそれよりもより軽くする試みも、なされていたのではなかったか、ということが考えられる。具体的には、前稿でふれた豪紳層と土地保有農民層における宅地地代免除や本稿でもわずかにふれた高位カースト者や上層農民に対する特惠的地代の例が挙げられる。それとともに、先の優等地に赴くほどまた市場性の高い作物ほど地代負担が高いということは、反面それらに至るほど農民のてもとに残る利潤も多いという可能性と矛盾するものではない。

Buchanan の示す地代制度にかける農民側の条件が以上の如きいみをもつものとして理解されるならば、次にはそれが地主・中間者側さらには国家権力側にとつてもいみについて、いとおの理解が示されなくてはならない。S. C. Gupta 氏は、ムガル皇帝の「経済成長」政策との関連においてではあるが、ムガル政府の課税政策が村落共同体の秩序を固定し、その内部に相対立する利害関係の生じるのを防ぐ効果をもった、とみている。⁽¹⁶⁾ この効果が氏のいうごとく「経済成長」につながると私は思わないが、

北大文学部紀要

先に考察した所に随つて氏の所説を翻案するならば、まず階層分化の進行を阻止する、という点が考えられるであろう。そしてその反面においては、地主・中間者層ひいては国家権力による、上層農民からの収奪の強化であるとともに、かれらに部分的ながらも特権を認めてあるていどの保護を与えることをいみするであらう。⁽¹⁷⁾

私は Buchana 報告にみられる地代制度が、前の時代において以上のようないみをもつて形成されてきたものであると、いとおの理解しておきたい。もとよりここに補記したことはきわめて大まかなもので推察の域を出ない。より確実な実証的・理論的な研究と修正とを要するものであることを、こゝわっておきたい。

(1) J. Shore's Minute, 18. Jun. 1789, paras. 222-224, 391, 392. 拙稿「史学雑誌」六八—一〇—一三一—一六頁参照。Shore は Buchanan が後に発見した在地の用語に依つていないが、内容的にはほぼ同様のことを報告している。

(2) W. H. Moreland, The Agrarian System of Moslem India, London, 1929. Reprint, Allahabad, N. D., pp. 169-170.

(3) op cit., pp. 110-111, 116, 118-123.

(4) op cit., pp. 111-116. 参照。たとえば収税官は、村落全体に対して賃租を一括賦課することを規則上は禁じられていたが実施面ではこの点についてばかりでなく、賃租率や形態にかんしても、かなりの自由裁量を許されていた。

十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有について

- (5) S. C. Gupta, op cit., pp. 13-17, 60-65. 参照。
- (6) ただし上掲書の本論たる英領期の部分は高く評価さるべき内容のものであつて、私は Gupta 氏の著書全体を非難しているのではない。
- (7) W. H. Moreland, op cit., pp. 82-83. zaht は raut では "Sher Shah's" とよばれている。これはアクバルの治世十九年まではその実施をたどりうるが、治世六年にはじまる金納貢租の試み (p. 64) が次第に修正され発展して、二十四年にこれが確立する (pp. 81-83. 参照)。
- (8) op cit., pp. 234-237 (Appendix D)。
- (9) op cit., p. 86.
- (10) op cit., pp. 124, 135.
- (11) S. C. Gupta, op cit., pp. 65-68. 参照。
- (12) W. H. Moreland, op cit., p. 120. によると Bihar subah では、豪族領と Monghyr 以外の一九九分區 (subdivisions = taraf) の一三八までは、アクバルの規則が施行されたという。後のことになるとう不明なようであるが、やはり一括賦課方式に移行したものと考えるべきであろう。S. C. Gupta, op cit., p. 17. によると、I. Habib 氏はアクバルのこの制度が十七世紀にもそのまま維持された、とみているようであるが、いかなるいみにおいてそうなのかは今は検討の機会がない。
- (13) op cit., pp. 168, 175.
- (14) Bengal subah ではアクバルの時代から一括賦課方式がとられていた、と Moreland は理解している (op cit., pp. 120-121)。
- (15) Moreland は、十八世紀の北インドについて土地所有共同体 (Brotherhood, なおこれは B. H. Baden Powell の用語法に則つたものである) 内部に、地主と小作関係を形成することき解体現象が起つていたことを示唆している (op cit., p. 165) 土地所有共同体 (Brotherhood) は Baden Powell のいわゆる地主型村落 (zamindari village) ないし連合型村落 (joint village) の中核を形成するものであつて、かれは Bengal, Bihar においてはその存在を認めていないのであるが (B. H. Baden Powell, The Indian village Community, p. 8) raut 問題とすべきは村落内部での階層分化でありこれがある時代に生じたということなのである。Bengal, Bihar についてはその具体的な様態は今後の研究にまづべきであるが、北インドについては Moreland が極めて示唆的な提言をしていることに注目しなくてはならない。つまり十九世紀初期に発見された所ではジャムナ川以北地帯では Bundelkhand とは異なり、土地所有共同体の成員以外の農民をふくむ村落が一般的な形態であり、農耕に従事する者に共同体成員と村落の職人層以外の農民をふくまない例はほとんどなかった (W. H. Moreland, op cit., p. 186) というのがその一つであり、他は共同体成員でな

一定着農民層との関連において集約農耕を専業とするカーストが北インドにひろく分布していることを指摘している (op. cit. p. 179) 点である。これはおそらくムガル時代における商業の一般的繁栄——最近のインドのマルクス主義史家はこれをブルジョアの発展と解している——なるものが、農村社会といかなるかわりをもったか、という問題意識なくしては解決されえないであろう。前稿で私が階層構成を検討し、カースト関係的な階層区分の規準を土地の保有・非保有の別に読みかえる作業を試みたのも、かかる問題に接近する第一歩としてであつた。

(16) S. C. Gupta, op. cit., pp. 15-16, 64-65.

(17) これらの問題は、イギリス支配が前のインドにおける商業の繁栄とそれにかかわりある農民経済の動向、そしていわゆる領主経済と農民経済とのインド的条件の中における対抗、などという極めて複雑かつ未開拓の分野にわたるであろう。本稿では農民経済の動向の一端のみを扱っているにすぎない。

なおこの補記執筆のためには、W. H. Moreland の他の二著述と I. Habib 氏の近著とを参照すべきであつたが、入手できず、期日までに他の方法でそうすることもできなかった。一言おことわりしておきたい。